

# 官報

令和元年十二月二日

## ○第二百回参議院會議録第九号

令和元年十二月二日(月曜日)

午後一時一分開議

### ○議事日程 第九号

令和元年十二月二日

午後一時開議

- 第一 国務大臣の報告に関する件(平成三十年度決算の概要について)
- 第二 地域再生法の一部を改正する法律案(第百九十八回国会内閣提出、第二百回国会衆議院送付)
- 第三 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより會議を開きます。  
日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成三十年度決算の概要について)  
財務大臣から發言を求められております。發言を許します。麻生太郎財務大臣。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 平成三十年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書

を會計検査院の検査報告とともに国会に提出し、また、平成三十年度の国の債権の現在額並びに物品の増減及び現在額につきましても国会に報告をいたしておりますので、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成三十年度の一般会計の決算につきましては、歳入は百五兆六千九百七十四億円余、歳出は九兆八千七百四十六億円余であり、差引き六兆七千二百二十七億円余の剰余金を生じました。

この剰余金は、財政法上、第四十一条の規定により、既に令和元年度の一般会計の歳入に繰り入れております。

なお、平成三十年度における財政法第六条の純剰余金は一兆三千二百八十三億円余となります。

次に、平成三十年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は十三であり、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算のとおりであります。

次に、平成三十年度における国税収納金整理資金の受入れ及び支払につきましては、同資金への収納済額は七兆八千二百二十四億円余であり、支払命令済額及び歳入組入額は七兆六千八百七十七億円余でありまして、差引き一兆三千二百二十七億円余が平成三十年度の資金残額となります。

次に、平成三十年度の政府関係機関の決算であります。

令和元年十二月二日 参議院會議録第九号 国務大臣の報告に関する件(平成三十年度決算の概要について)

りますが、その内容につきましては、それぞれの決算書のとおりであります。

次に、国の債権の現在額につきましては、平成三十年度における国の債権の総額は二百二十六兆七千五百三十二億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額につきましては、平成三十年度中における純増加額は五千二百八十九億円余であり、この結果、平成三十年度末における物品の総額は十三兆五千五百五十三億円余となります。

以上が、平成三十年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

なお、平成三十年度の予算の執行につきましては、予算の効率的な使用や経理の適正な処理に努めてきたところでありまして、なお會計検査院から三百三十五件の不当事項等につきまして指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。

今後とも、予算の執行に当たっては一層の配慮をいたし、その適正な処理に努めてまいれる所存であります。

何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(山東昭子君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次發言を許します。森屋宏さん。

(森屋宏君登壇、拍手)

○森屋宏君 自由民主党、森屋宏です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました平成三十年度決算について質問をいたします。

まず、桜を見る会について総理にお伺いをいたします。

桜を見る会につきましては、招待者数や予算など様々な御指摘をいただいております。総理も全般的

な見直しを行う旨答弁をされております。一方、この問題につきましては、名簿の破棄や復元といった技術的な要素や、国会議員からの資料要求との前後関係などの細部をめぐる問題も取り上げられており、国民の目には正しい実態が見えにくいと感じております。

そこで、野党議員から資料要求があったから名簿を破棄したとの指摘がありますが、その経緯はどういうものだったのでしょうか。また、名簿の電子媒体の復元についてはどのような御認識でしょうか。お伺いをいたします。

次に、決算審議に対する財務大臣の認識についてお聞きいたします。

参議院は、予算について先議する衆議院に対して、決算の院として決算審議の充実を力を入れてまいりました。決算が正しく行われていなければ、国の運営は大きくゆがんでしまいます。国会では、二院制から成る参議院の果たすべき役割として決算の充実が求められています。

そうした中、今回、与野党の合意の中で、翌年度の予算編成に先駆けてこの本會議で決算審議ができますことは、参議院にとって大きな成果であり、誇らしい限りであります。

振り返れば、参議院では、決算審査重視の方向性の下、内閣に対し決算の早期提出を求め、自らも早期審査に努めるなど、決算審査を充実させるための数々の改革を行ってまいりました。平成三十年度決算以降は、原則として、直近の常会会期中に議決できるようにあらかじめ計画を定めて審査を行ってまいりました。さらに、平成十六年には、前年度決算の秋の臨時会への早期提出が実現し、翌年度予算の政府案決定前の審査開始が可能となりました。

そのかいがあつて、年々、決算の重要性への認識も深まり、また、決算を起点として計画、実

行、評価、改善を繰り返すいわゆるPDCAサイクルも踏まえた政策立案も今や常識となっています。

そこで、参議院のこれまでの決算審査に対する改革を踏まえながら、決算審査に対してどのような認識を持った上で予算編成に役立てていくお考えなのか、麻生財務大臣にお伺いをいたします。次に、財政状況について総理にお伺いをいたします。

平成三十年度決算を見ますと、一般会計歳出は前年度〇・九%増、歳入は二・〇%増と、共に前年度より僅かではありますが増加となりました。公債依存度は三四・八%と二年ぶりに上昇いたしました。税収は六十兆三千五百六十三億円と対前年度比二・七%増となり、六十兆円を超える過去最大の水準となりました。

また、地方財政に目を転じますと、一般財源総額が増加する一方、地方財源の不足額は改善の兆しが見られます。特例地方債であります臨時財政対策債の発行額も平成二十九年度から連続して減少しており、累積残高も縮小傾向が見え始めています。

これらの事実は、経済再生なくして財政健全化なしとの方針に基づいた財政運営が正しいということを物語っています。政府は、引き続きこの道を邁進すべきであると考えます。

一方、海外経済の不透明さや相次いだ災害による地域経済へのダメージなどから、我が国経済の今後の見通しには懸念もあります。経済は生き物であり、不安感が強くなれば、消費や投資マインドが落ち込み、経済再生を通じた財政健全化の歯車も止まりかねません。

そこで、安倍総理は、平成三十年度決算に示された財政状況等を踏まえた上で、経済再生なくして財政再建なしの考えに基づくこれまでの政策を

どのように評価をされているのでしょうか。その上で、最近の経済の状況を受けて、引き続き我が国経済をどのように運営をされていくおつもりなのか、お伺いをいたします。

次に、地方財政について総務大臣にお伺いをいたします。

本年も、台風十五号や台風十九号、またこれらに前後して発生をいたしました集中豪雨により、貴重な人命が失われ、国民の皆様の生活や経済活動に大きな被害が発生をいたしました。

最近の自然災害は、以前とは明らかに異なる。強さやパターンの台風、集中豪雨となっています。その中で、ダムや堤防、放水路など、これまで地道に整備をしてきました施設が効果を発揮し、人命と生活、財産を守りました。

一方、整備が遅れた小規模河川などが被災する例も見られました。地方公共団体が管理する施設もしっかりと整備されなければなりません。

また、高度成長期に整備されました社会インフラは老朽化に直面をしています。特に、地方公共団体が維持管理をしています社会インフラの相当数が今すぐにも改修等の措置を講じなければならぬような状況であります。また、事後的に改修すれば掛かる経費も大きくなりますから、老朽化が深刻になる前に改修対策を進めていかなければなりません。

自然災害による経済的損失、そして老朽化対策の遅れによる費用の増大などを考えますれば、国の事業のみならず地方公共団体の事業についても、公債等により財源を確保しながら公共事業を進めていくことにちゅうちょしてはなりません。また、社会インフラの整備効果が将来的に続くことを考えれば、公債発行は極めて合理的であります。

同時に、地方公共団体による社会インフラ整備

や老朽化対策を加速させるためには、地方単独事業へのマインドを低下させてもなりません。地方単独事業に力が入らなければ、住民に最も身近な防災・減災、老朽化対策が進まなくなる懸念があります。

そこで、地方財政の健全化、安定化を通じて機動的な公債発行等の余地を拡大をし、地方公共団体が単独事業でも防災・減災、国土強靱化、そして老朽化対策をしつかりと行うことができるよう、地方交付税交付金の充実など、政府による財政的な後押し、支えが不可欠であると考えますが、高市総務大臣のお考えをお伺いをいたします。

最後に、ODAの果たすべき役割について総理にお伺いをいたします。

これまで参議院では、決算審査の充実等の観点から、ODA予算の適正な執行を始めてとしてODAをめぐる諸問題に対して積極的に取り組んでまいりました。平成十五年、ODA経費の効率的運用を提言し、平成十八年には、参議院独自の政府開発援助等に関する特別委員会、いわゆるODA等特別委員会を設置いたしました。

今回の検査院報告では、約二十億円の無償資金協力で実施いたしましたソロモン諸島の給水事業について指摘がありました。水の濁りを改善する施設を整備しましたが、送水管が漏水しているため、関連施設が平成二十六年度以降全く使われず、水質の改善が実現されませんでした。

都市部への人口流入が続く、清潔な水道水の供給と適切な廃棄物管理に対する需要が高まっております。我が国の技術に対しても高い信頼が寄せられている中、大変残念なことでもあります。インフラ輸出に力を入れている我が国は、長い目で見たトータルコストを踏まえた質の高さを売りにして

いますが、この戦略にも影を落としてしまいま

す。

同国は親日的であります。しかし、天然の良港を持つツラギ島を中国企業が長期賃借しようと地元政府と交渉を進めているとの現地情報もあります。我が国の貴重な財産を投入し、かつソロモン諸島の国民に広く受益が行き渡る給水事業が効果を発揮していなかったことは、外交戦略上も大きな問題であります。

そこで、このような指摘を踏まえた上で、ODAの実効性を高め、我が国のインフラ輸出や外交戦略に生かすべきと強く求めますが、総理の御見解をお伺いをし、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 森屋宏議員にお答えいたします。

桜を見る会の招待者名簿の廃棄等についてお尋ねがありました。

桜を見る会の招待者名簿については、会の終了をもって使用目的を終えることに加え、これを全て保存すれば個人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理するなどの必要が生じることから、公文書管理法等に基づき、内閣府において保存期間一年未満文書として、終了後、遅滞なく廃棄する取扱いとしております。

本年の招待者名簿についても、廃棄を行うための大型シュレッダーの予約を四月二十二日に行い、その際、シュレッダーの空き状況や、担当である障害者雇用の短時間勤務職員の勤務時間等との調整を行った結果、使用予定日が五月九日となったことから、その予定どおり廃棄したものであり、野党議員からの資料要求とは全く無関係であるとの報告を受けております。

また、桜を見る会の運営等については、これまでの運用を大いに反省し、今後、私自身の責任に

において全般的な見直しを行ってまいりますが、内閣府はあらかじめ定められた手続にのっとりて招待者名簿を廃棄しているものと承知しております。

内閣府が採用しているシステムは、個々の端末ではなくサーバでデータを保存するシンクライアント方式であり、端末にデータは保存されておらず、また、サーバのデータを破壊後、バックアップデータの保管期間を置いた後は、復元は不可能であるとの報告を受けております。

いずれにしても、今般、招待者名簿に関して様々な御指摘をいただいていることを踏まえ、全般的な見直しを行っていく中で、文書の保存期間についても今後検討をしてまいります。

経済財政運営についてお尋ねがありました。

安倍内閣は、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、デフレではない状況をつくり出す中で、平成三十年度決算における国の税収は過去最高となるなど、財政健全化に大きな道筋を付けてきました。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善し、成長と分配の好循環が着実に進んでいます。

一方、台風十九号等の相次ぐ自然災害は、広範な地域に甚大な被害をもたらしており、一日も早い被災地の復旧復興に向け、切れ目なく対策を講じていきます。

その際、米中貿易摩擦など海外発の下方向リスクに対してあらかじめ万全の対策を講じるとともに、東京オリンピック・パラリンピック後においても、民需を中心とした自律的な成長を実現していくため、新たな経済対策の策定を進めているところです。

新たに編成する今年度補正予算や来年度の臨時特別の措置等を適切に組み合わせることによって、機動的かつ万全のマクロ経済政策を講じてい

くことで、民需主導の持続的な経済成長を実現してまいります。

ODAについてお尋ねがありました。

議員御指摘のソロモン諸島におけるホアニラ市及びアウキ市給水設備改善計画案件を含め、会計検査院から受けた指摘については、政府として真摯に受け止め、事業実施機関や相手国に対して早急に働きかけ、再発防止に努めてまいりました。ODAに対する国民の御理解を得るためにも、政府として改めるべきところは改め、しっかりと効果が現れていくよう、開発協力プロジェクトを適切に実施してまいります。

今後とも、開発協力大綱の下、ODAの実効性を高めることにより、我が国の質の高いインフラの海外展開にしっかりと取り組むとともに、ODAを外交戦略に最大限生かすよう尽力してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 森屋議員からは、決算書の予算の反映についての、一問御質問をいただいております。

参議院において、御存じのように、これまでも決算審査の充実に取り組まれていることは改めて敬意を表しておるところであります。

国会における決算の審査は、執行された予算が所期の目的を果たしているかなどについて御審議をいただき、その後の予算編成等にいわゆる反映をさせていくものでありまして、重要なものと認識をいたしております。

政府といたしましては、従来から、例えば国会の議決に対する対応を報告するなど、国会での審査内容や決議審査等を翌年度以降の予算編成、予算執行に反映しているところであります。

今後とも、国会における予算審査の結果等を予算に的確に反映するよう改めてまいりたいと考え、おる次第であります。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 森屋議員から私に對しましては、防災・減災対策などにおける地方単独事業についてお尋ねがございました。

近年、大規模な自然災害が相次ぐ中、地方における防災・減災対策などの取組は極めて重要だと考えております。

こうしたことから、近年の地方財政計画におきましては、地方単独の投資事業として、国民の生命、安全に関わる防災・減災対策として緊急防災・減災事業費や緊急自然災害防止対策事業費を計上するとともに、道路、河川の長寿命化などの対策を推進するための公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方財政措置を講じております。

また、来年度の地方財政対策に向けて、今年の台風、豪雨災害を踏まえまして、河川氾濫などを未然に防止するしゅんせつなどの対策がより一層推進できるよう地方財政措置の拡充を検討しております。

引き続き、地方団体が、財政秩序を保ちつつ、防災・減災対策などの取組を積極的に進捗できるようにしっかりと対応してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 吉田忠智さん。

(吉田忠智君登壇、拍手)

○吉田忠智君 立憲・国民、新緑風会・社民の吉田忠智です。

安倍総理、大変御無沙汰しております。三年ぶりに国会に戻ってまいりました。どうぞよろしくお願いたします。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました平成三十年度決算の審議入りに際し、以下、

質問をさせていただきます。

決算の審議には、不適正なものや非効率なものがあればこれを内閣に警告するなどして、その結果を後年度の予算編成や政策遂行に反映させ、将来の財政の計画や執行を一層適切なものにしていくという重要な役割があります。とりわけ、参議院はこの間、決算重視ということで、毎年、又市征治前参議院議員を始め歴代決算委員の皆さんが、政府に対して警告決議などで予算の見直しを求めてきました。

安倍総理は、これまでの参議院決算委員会の警告決議や措置要求決議をどのように受け止め、具体的にどのように予算編成に反映させてきたか、質問いたします。

さて、総理、私たちが言論の府国会で質問、答弁を行う際に忘れてならないことは、事実を事実として正しく伝えていくことであります。与野党を超えて先輩方が築いてくださった決算重視の姿勢を貫き、国民のための行政監視を高めるために、その議論の土台、議論の前提をも崩すかのような事態が総理御自身の下で起きていることはゆゆしきことと考え、これからの決算審査の前提となる公文書の在り方、政策決定の在り方、公金に対する基本的考え方という三つの原則に基づき、以下、質問をいたします。

総理、桜を見る会について、再三この国会で取り上げられています。招待者名簿がシュレッダーで細断、破壊されたと説明を受けておりますが、国家の公文書管理の在り方はこの桜を見る会問題において完遂されていたと考えますでしょうか、伺います。

十一月二十七日にNHKで放送された時論公論では、国立公文書館に過去のファイルが残され、昭和二十九年から三十二年にかけて実施要領や予算などの公文書が保存されていましたと放送され

ました。国立公文書館には昭和三十一年、三十二年の招待者名簿も永久保存され、後世に伝えられるべき文書として扱われているようですが、安倍政権になってこの名簿が遅滞なく廃棄されることになったのはなぜでしょうか。

本院では、十一月二十五日の行政監視委員会で、招待者へ案内状を送る仕様書についても質疑がありました。

内閣府が提出した仕様書によれば、悪徳マルチ商法で社会問題化し、今年四月に特定商取引法違反で家宅搜索を受けているジャパンライフの山口元会長が総理推薦枠で招待されたと思われます。二〇一四年に行政指導を受けた翌年の桜を見る会にこの人物を招待したのはなぜでしょうか。

安倍総理、昭恵夫人は、このジャパンライフの山口元会長と面識がおりでしょうか。明確に御答弁ください。

また、ジャパンライフ山口元会長が、自身に届いた招待状、受付票を自社の広報活動に活用したことも明らかにしています。このことは適切と考えますでしょうか。

さらに、総理に確認します。

先月二十九日の参議院地方創生・消費者特別委員会で、大門実紀史議員より、ジャパンライフ社の被害認定は二〇一五年に急増しましたが、同年二月に総理の名前で桜を見る会の招待状が元会長に発送されており、総理の招待状が更なる被害拡大の大きな要因になったとの指摘がありました。この責任を総理はどうお考えなのでしょうか。

高齢者を中心に大勢の被害者が出たこの企業の宣伝に総理主催の桜を見る会の招待状が使われたことに對し、総理大臣としてどのような認識と責任をお考えでしょうか。

そして、総理、この会社によるマルチ商法の被害者に対してどのような説明ができますでしょうか。

か。総理の肉声で被害者の方々に一言お願いします。

十一月二十八日の野党幹事長・書記局長会談で、桜を見る会に反社会的勢力やジャパンライフ会長が出席していたことについては看過できるものではないとの確認がされました。総理あるいは総理の事務所が反社会勢力の人間を桜を見る会に招待した事実はあるのでしょうか。また、ないなら絶対ないと断言できますでしょうか。

これまで、菅官房長官は記者会見で、桜を見る会の名簿は破棄され、コンピュータのデータは復元できないと聞いています。何度も答弁しています。

この点についても、総理に質問します。

データは本当に復元できないのでしょうか。復元には様々な手法があると言われています。どの手法でも復元できないとする理由は何でしょうか。また、復元できないとするならば、誰から復元できないと聞いたのでしょうか。お答えください。

疑惑は、桜だけではありません。森友学園問題では、検察がコンピュータの記録を復元し、後に財務省の公文書問題が発覚しました。真相を解明し、国民への説明責任を果たすために、総理自ら名簿の復元を指示すべきではないでしょうか。伺います。

次に、桜を見る会前夜祭について質問します。

総理は、十一月二十日、参議院本会議で我が会派の那谷屋正義議員の質問に答え、夕食会の主催者は安倍晋三後援会であることを認めた上で、夕食会の費用については、ホテルと相談を行った結果、提供するサービスの内容や参加者の規模等を勘案し、一人当たり五千円という価格設定になった、同夕食会に関しても、参加者が実費を支払っている、ホテル側との合意に基づき、夕食会場入

口の受付において安倍事務所の職員が一人五千円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払がなされた、同夕食会に関して安倍晋三後援会としての収入、支出は一切ないことから、政治資金収支報告書への記載は必要ないと答弁されました。

この答弁に関連して、以下の質問に明確にお答えいただきたい。

夕食会に参加した安倍首相夫妻、安倍事務所、後援会関係者は、ホテルに飲食費を支払われたのでしょうか。支払われたとすれば、誰が支払ったのでしょうか。

菅官房長官は定例会見で、安倍首相夫妻はゲストであり、飲食費の支払はしていないと答弁しておられますが、後援会にとってはゲストであつても、後援会とホテルの間で、ホテルが立食パーティーの参加者から一律に一人五千円の会費を徴収することを合意しているのであれば、パーティーに参加した人は全て支払う義務があると考えられますが、いかがですか。

ホテルと後援会との合意で、安倍首相夫妻、安倍事務所、後援会関係者について、立食パーティーに参加しても飲食費の支払を免除することとされていたとすると、ホテルニューオータニから後援会に対して、本来支払うべき立食パーティー参加者の飲食費の支払を免除するという寄附が行われたことになるのではないのでしょうか。

もし、後援会が、安倍首相夫妻、安倍事務所、後援会関係者が立食パーティーに参加したことによる飲食費をホテルに支払ったとすると、それは、後援会にとって桜を見る会前夜祭に関する支出があつたということになるのではないのでしょうか。

いずれにしても、安倍晋三後援会の政治資金収支報告書に桜を見る会前夜祭についての収入、支出の記載が全くないというのは事実と反することになります。訂正される必要があるのではないのでしょうか。

続けて、総理に質問いたします。

食事以外の会場費等の請求はあつたのでしょうか。会場費の支払はしていなかったのでしょうか。もし、会場費の支払をしていないのなら、ホテルはなぜ食事以外の費用の請求をしなかったと考えますでしょうか。

明細書をホテル側から受領していないのはなぜでしょうか。そして、明細書がないというのならば、ホテルから明細書を再発行してもらうべきではないでしょうか。伺います。的確にお答えください。

次に、週刊誌の報じるところによると、安倍晋三後援会が主催する二〇一五年の桜を見る会前夜祭に関する収支に関して、同年同時期に自民党山口県第四選挙区支部から旅費として八十九万七千円受領したとの山口県下関市の旅行会社名義の領収書があると報じられました。

この報道を受け、私も野党の追及本部から出した公開質問状に對し、安倍晋三事務所からは、御指摘の支出については安倍事務所のスタッフ、東京において、桜を見る会に関わる業務を含め、事務所のスタッフとして必要な業務を行うための旅費であり、支出に何ら問題はないとお返事でした。前夜祭業務に事務所秘書が関わり、そのための旅費であればこそ収支報告書に記載すべきであると考えますが、明確な御説明をお願いいたします。

最後に、桜を見る会の予算と支出についてお尋ねします。

桜を見る会の予算額は、二〇一三年度に千七百

十八万円、それ以降は一九年度も含め固定されています。しかし、支出は増えています。一四年度は三千五百万円で予算の一・七倍、一五年度は三千八百四十一万円で二倍超え、一八年度は五千二百二十九万円で三倍に膨れ上がり、一九年度は五千五百十九万円です。支出はどんどん膨らみ、足りない分は内閣府本部の一般共通経費を活用と内閣府大臣官房長が答弁しています。放漫財政ではないでしょうか。

これは、財政民主主義の根幹が崩れています。このように、予算が足りないからといって別の経費を流用することは、超過支出禁止の原則に反していると言えます。

総理にお尋ねします。

予算に対して支出が連続して異常に増え続けた理由は何でしょうか。支出が増えているのに予算額を固定していたのはなぜでしょうか。予算内に収めるために招待人員や必要経費を絞り込むということは考えなかったのでしょうか。総理、お答えください。

以上、これからの決算審査をする上で、議論の前提となる公文書の在り方、政策決定の在り方、公金に対する基本的考え方という三つの原則を確認するために質問させていただきました。

一事が万事という言葉もあります。この桜を見る会の問題で浮かび上がったことは、外交、防衛、文教、労働、社会保障、環境等々、あらゆる問題にも同様のことが起きているのではないかと疑念が持たれます。

私たちは、この国の行政を監視し、決算が粉飾でないか確認する務めがあります。

会計検査院から三百三十五件もの不当事項等について指摘を受けたとの報告が先ほど麻生大臣からございました。

特に、有償援助、FMSの問題、年金積立金の

令和元年十二月二日 参議院会議録第九号 国務大臣の報告に関する件(平成三十年度決算の概要について)

問題、政府共通プラットフォームの問題、試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の問題など、様々な問題に通じるのではないかと、また、軟弱地盤で工事の計画変更を余儀なくされる辺野古新基地建設の支出の実態はどこまで明らかになっているのだろうかなどの危惧を持ち、この国の行政のトップである総理に関わるこの桜を見る会の問題に絞って質問をさせていただきました。

決算の詳細、各論については、これから始まる決算委員会です。各論については、これから始まる決算委員会です。

安倍総理の明確な御答弁をお願いし、会派を代表しての私、吉田忠智からの質問とさせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 吉田忠智議員にお答えいたします。

決算に関する国会議決の反映についてお尋ねがありました。

国会における決算審議等の結果を次年度以降の予算へ反映させていくことは、予算の効率化、ひいては財政健全化の観点からも重要であると認識しております。これまでの参議院における警告決議や措置要求決議については、その内容を踏まえ、政府として指摘事項の一つ一つについて次年度以降の予算等に反映させるなど、適切に対処し、こうした措置を国会に報告等をさせていただいております。

政府としては、これらの国会議決を重く受け止めるとともに、今後とも、事務事業の是正改善を行い、予算執行や次年度以降の予算に適切に反映させてまいります。

桜を見る会の招待者名簿についてお尋ねがありました。

桜を見る会の招待者名簿については、会の終了

をもって使用目的を終えるほか、個人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理する等の必要が生じることから、公文書管理法等に基づき、内閣府において保存期間一年未満文書として、終了後、遅滞なく廃棄する取扱いとしております。

名簿については、あらかじめ定められた手続のつとめて廃棄したものではありませんが、今般、様々な御指摘を受けていることを踏まえ、桜を見る会の運営等について全般的な見直しを行って行く中で、文書の保存期間についても今後検討をしてまいります。

桜を見る会の招待者についてお尋ねがありました。

桜を見る会の個々の招待者やその推薦元については、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて従来から回答を控えさせていただいてるところであります。

御指摘の山口会長については、過去において私が招待された多人数の会合等の場で同席していた可能性までは否定しませんが、山口氏と一対一のような形でお会いしたことはなく、個人的な関係は一切ありません。また、私の妻は山口氏との面識はありません。

なお、一般論として申し上げれば、桜を見る会が企業や個人の違法、不当な活動に利用されることは決して容認できません。

いずれにしても、桜を見る会については、長年の慣行の中で行われてきたところではあります。が、招待者の基準が曖昧であるなどの御批判を国民の皆様からいただいているところでもあります。これまでの運用を大いに反省し、今後、私自身の責任において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行なってまいります。

桜を見る会の名簿データの復元についてお尋ねがありました。

まず、桜を見る会の運営等については、これまでの運用を大いに反省し、今後、私自身の責任において全般的な見直しを行ってまいります。内閣府はあらかじめ定められた手続のつとめて招待者名簿を廃棄しているものと承知しております。

内閣府が採用しているシステムは、個々の端末ではなくサーバでデータを保存するシンクライアント方式であり、端末にデータは保存されておらず、また、サーバのデータを破壊後、バックアップデータの保管期間を経た後は、復元は不可能であるとの報告を受けております。

桜を見る会の前日に開催された夕食会の会費についてお尋ねがありました。

夕食会には、私は妻とともにゲストとして参加し、挨拶を行ったほか、参加者との写真撮影に応じた後、すぐに会場を後にしております。事務所や後援会の職員は写真撮影や集金等を行ったのみです。このようなことから、会費の支払はしておりません。

ちなみに、私と妻や事務所等の職員は夕食会場で飲食を行っておりません。

いずれにしても、夕食会の費用については、ホテル側との合意に基づき、夕食会場入口の受付において安倍事務所の職員が一人五千円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払がなされたものと承知しております。

このように、同夕食会に関して、安倍晋三後援会としての収入、支出は一切ないことから、政治資金収支報告書への記載は必要ないものと認識しております。

桜を見る会の前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

夕食会の価格設定については、私の事務所の職員がホテル側と各種段取りを相談する中で、出席者の大多数が当該ホテルの宿泊者であるという事情等を踏まえ、会場費も含めて八百人規模、一人当たり五千円とすることでホテル側が設定したものであります。

私の事務所に確認を行った結果、ホテル側との相談過程においてホテル側から明細書等の発行はなく、加えて、ホテル側としては営業の秘密に関わることから公開を前提とした資料提供には応じかねることであったと報告を受けております。私の事務所職員の旅費についてお尋ねがありました。

御指摘の平成二十七年の自民党山口県第四選挙区支部の政治資金収支報告書においては、同年四月十七日及び十八日の旅費として、山口県の旅行社への支出を報告しているところです。安倍事務所の職員は、当該期間中、東京において職員として必要な業務を行っていることから、当該旅費の支出に何ら問題なく、収支報告も適切に行つたものと考えております。

桜を見る会の予算と支出についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、その準備、設営に最低限必要となる経費を前提に、平成二十六年度以降、予算積算上の見積額を同枠としてきたところであります。

桜を見る会は、長年の慣行の中で行われてきたところではあります。招待基準が曖昧であり、結果として招待者の人数が膨れ上がった実態があつたと認識しております。私自身は支出等の詳細については承知しておりませんでした。結果的には望ましいものではなかったと認識しております。

ます。

なお、契約額は、予算積算上の見積額を上回つてはいるものの、国会で議決をいただいた内閣府の共通経費の範囲内で執行されたものと承知しております。

いづれにしても、桜を見る会のこれまでの運用については大いに反省すべきであり、今後、私自身の責任において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行つてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) だいたい理事事が協議中ですので、少々お待ちください。——まだ協議が続いておりますので、もう少しお待ちくださいませ。(発言する者あり)どうぞ御静粛に。

○議長(山東昭子君) 宮崎勝さん。

(宮崎勝君登壇、拍手)

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりまして平成三十年年度決算について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

冒頭、桜を見る会に関し様々な厳しい指摘がなされていることを踏まえ、総理には、真摯にこうした声を受け止め、国民への説明責任を引き続き果たしていただくよう要望いたします。

平成三十年度一般会計決算において、収税は、所得税、法人税、消費税が平成二十九年に引き続き増収となり、六十・三兆円と過去最高を記録しました。ただし、歳出も平成二十九年より〇・八兆円増加して九十八・九兆円となり、この差を埋める公債金収入も二年ぶりに増加しました。これにより、一般会計のプライマリーバランスは十・四兆円の赤字となり、公債依存度も三・四・八%で、〇・六ポイントと僅かながら悪化する結果となりました。

税収が過去最高になったことは、アベノミクスにより日本経済が回復しているあかしと言えますが、公債依存度の上昇やプライマリーバランスの赤字は、経済再生と財政健全化の両立がいかに厳しいものであるかを示しています。平成三十年度決算について総理の所見と、今後の経済再生、財政健全化への取組について伺います。

また、会計検査院の決算検査報告においては、指摘金額は千二億円、件数は三百三十五件であり、過去十年で見ると、指摘金額は平成二十八年度に次いで二番目に少なく、件数は最少となりました。しかし、会計検査院の指摘事項については、予算の適正かつ効率的な執行を期す上で重く受け止める必要があると考えます。会計検査院の検査結果に対する総理の所感を伺います。

続いて、防災・減災、国土強靱化について伺います。

昨年は、西日本における豪雨災害や大阪、北海道での地震など、災害が相次いだ一年でした。政府は、これらの災害を受けて昨年末に防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策を閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組を進めているところです。しかし、今年も台風十五号、十九号の相次ぐ上陸などにより甚大な被害が発生しています。

今回の決算検査報告において、会計検査院は、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている災害対策事業に重点を置き検査を実施しています。

例えば、農業用ため池が豪雨調査や耐震調査で改修の必要性を適切に判定されていなかったことや、十四都道府県における耐震診断で耐震性が不十分と判定されていた建物について、耐震改修が実施されていないのに所管する地方自治体が一度

も指導や助言を行っていなかったなど、調査を実施しても、その後講じるべき対策に結び付いていない事態が指摘されています。

さらに、ダム等の管理施設や河川管理施設等の電気設備といった重要インフラの付随施設、設備について、耐震クラスが低く、大地震の際に機能が確保できなくなるおそれがある事態も指摘されています。

会計検査院の指摘のとおり、防災・減災、国土強靱化を推進する際には、重要インフラの点検から改修の完了まで、あるいは、施設や設備の本体だけでなく、付随施設、設備の全てを一体として捉えて対策を講じていく必要があります。同時に、防災・減災、国土強靱化に取り組む人材、担い手の確保に向けた取組も重要です。

防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策の初年度の評価と今後の対策拡充について、総理の見解を伺います。

今般の台風災害の教訓や、気候変動により頻発化、激甚化する水害に備えるため、ハード、ソフト両面からの対策を強化する必要があります。特に、甚大な被害が発生した地域等においては、被災した河川の改良復旧などを強力に推進し、二度と災害が起らないようにすべきです。さらに、中小河川を含めた河川の改修、整備や、流域における遊水地や調整池の整備、利水ダムを活用した水害対策の支援などに集中的に取り組むべきです。

今般の台風災害の教訓や検証を踏まえた治水対策強化の方向性について、赤羽国土交通大臣に伺います。

次に、子ども・子育て施策について伺います。会計検査院の決算検査報告では、企業主導型保育事業について、施設の整備に当たり工事費の水増しなど虚偽の事業完了報告書が提出され、その

報告書の十分な審査、確認が行われなかった結果、交付金が過大に交付された事態や、開設後一年以上が経過した企業主導型保育施設のうち約四割において定員充足率が五〇％を下回っている事態が指摘されています。

企業主導型保育事業は、待機児童の解消だけでなく、多様な働き方を実現する意義がある事業ですが、交付金の適切な交付はもちろん、利用者のニーズに即した施設整備が重要であると考えます。

一方、待機児童数は、今年四月一日現在、一万六千七百七十二人と前年に比べ三千二百二十三人減少しましたが、待機児童の大宗を占めるゼロ歳から二歳の低年齢児の受入れ拡大が課題になっています。待機児童を解消するため、子育て安心プランを前倒しで実行し、小規模保育や企業主導型保育など多様な保育の受皿を拡大する必要があります。

今回の会計検査院の指摘に対する受け止めと企業主導型保育事業の見直し、待機児童の解消に向けた取組について、衛藤少子化担当大臣に伺います。

幼児教育、保育の無償化が始まり二か月が経過しました。幼保無償化は公明党が長年にわたって取り組んできた大きな成果であり、未来の宝である子供たちを社会全体で育てていく大きな一歩となりました。

一方で、保育の質の問題や保育士不足などの課題も指摘されています。こうした事態に真正面から向き合い、解決を図っていくため、我が党は、現在、全国的に利用者や事業所の方から声を聞く幼児教育・保育の無償化に関する実態調査運動を展開しています。

調査では、先月末までに、利用者四千八百二十九人、事業所二千七百八十三件の声が寄せられて

います。利用者からは、無償化を評価する、やや評価するという回答が合わせて九割近くに上っています。また、今後最も取り組んでほしい政策は、回答が多い順に、保育の質の向上、ゼロ―二歳児の無償化の対象拡大、待機児童対策、給食費の軽減などとなっています。

一方、事業所からは、無償化の前後で事務負担が増えたという回答が六割に上り、書類等の簡素化への強い要望があります。また、保育の質の向上のために何が最も必要かとの問いに対しては、回答が多い順に、処遇改善、スキルアップ、配置改善などとなっています。

党としては、今後、調査結果を基に政府に対応を求める方針ですが、配置改善や事務負担の軽減などについては、政府が現在進めている子ども・子育て支援新制度の施行後五年の見直しに反映するなど、できることから改善していただきたい。

幼保無償化の円滑な実施と子ども・子育て支援新制度の拡充に向けた取組について、総理の御認識を伺います。

先月十七日に結党五十五年を迎えた公明党は、今後も、大衆とともにの立党精神の下、国民の声、現場の声を政治に届け、国民生活の向上と民主主義の発展に寄与していくことをお誓いし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮崎勝議員にお答えをいたします。

平成三十年度決算と財政健全化についてお尋ねがありました。

安倍内閣は、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、デフレではない状況をつくり出す中で、平成三十年度決算における国の税収は

過去最高となるなど、財政健全化に大きな道筋を付けてきました。

一方で、社会保障費の増加等によりプライマリーバランスは十兆円を超える赤字となっており、財政健全化に向けて、引き続きしっかりと取り組む必要があると認識しております。新経済・財政再生計画に沿って経済再生を図り、歳出と歳入両面の改革を続け、二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化、同時に、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいります。

平成三十年度決算検査報告についてお尋ねがありました。

平成三十年度決算検査報告において、前年度よりも減少したとはいえ、三百三十五件、千二百億円の指摘を受けたことは誠に遺憾であります。

これらの指摘については、十一月十二日に私から各大臣に対して、適切な会計処理を徹底するなど、決算検査報告事項の確実な改善に努めるよう指示を行っており、指摘の内容に応じて一つ一つ着実に改善策を講じ、今後の予算や会計事務などにしっかりと反映させてまいります。

防災・減災、国土強靱化についてお尋ねがありました。

まず、会計検査院から指摘された災害対策事業における不備については、これをしっかりと受け止め、各省において改善を図ってまいります。

その上で、昨年から今年にかけても、地震、異常な猛暑、そして今般の台風、集中豪雨、激しい暴風など異次元の災害が相次いでおり、災害への対応はもはやこれまでの経験や備えだけでは通用せず、命に関わる事態を想定外と片付けるわけにはいきません。このため、昨年、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策を取りまとめ、これに基づき、集中的な取組が計画的に進められており、引き続き着実に実行してまいります。

さらに、今回の会計検査院の指摘や今年の災害対応から得られた知見も生かしながら、例えば、付随施設の点検整備や、人材、担い手の確保といった点にも十分留意しつつ、必要な予算を確保した上で、国土強靱化をパワーアップしてまいります。

幼児教育、保育の無償化と子ども・子育て支援新制度についてお尋ねがありました。

いよいよ本年十月から、幼児教育、保育の無償化が実現しました。これは、小学校、中学校九年間の普通教育無償化以来、七十年ぶりの大改革です。

御党におかれては、今般、全国の利用者、事業者から直接生の声を集める実態調査を展開しておられると承知しております。政府としても、こうした調査結果をしっかりと受け止め、幼児教育、保育の無償化の円滑な実施に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、御指摘の幼児教育、保育の質の向上や事務負担の軽減等の課題についても、現在、子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討を進めており、その結果も踏まえ、改善に努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手〕  
○国務大臣(赤羽一嘉君) 宮崎議員にお答えをいたします。

議員より、今般の台風災害の検証や教訓を踏まえた治水対策の強化の方向性についてお尋ねがございました。

私は、大臣就任直後から、台風第十五号、十七号、十九号を始め近年発生いたしました激甚災害の被災現場を視察してまいりましたが、いずれの被災地でも被害規模が甚大化しており、宮崎議員

が御指摘のように、近年の気候変動により頻発化、激甚化する水害から国民の皆様の命と暮らしを守るため、この度の台風災害の教訓や検証を踏まえたハード、ソフト両面の抜本的な防災・減災、国土強靱化対策を講じてまいりたいと思っております。

台風十九号では、利根川水系で八ッ場ダムを含む上流ダム群で一億四千五百万立米の洪水を貯留するとともに、荒川第一調節池や鶴見川多目的遊水地で多くの貯留を行い、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策を併せて行うことにより、水位を下げるなど一定の効果を発揮したものの、全国の中小河川を含む七十一河川百四十か所で堤防が決壊する未曾有の被害となつてしましました。

この一連の台風災害の教訓として、中小河川を含む河川の上流、下流や、本川、支川の流域全体を見通した堤防強化、河道掘削の推進、また利水ダムを含めた既存ダムの事前放流などの有効活用、企業の御協力による建物内の貯留施設の整備促進、そして災害情報の発信、共有の在り方、また自助、共助の取組としてハザードマップを活用した実効性のあるマイタイムラインなどの避難体制づくり、そしてリスクのより低い地域への居住や都市機能の誘導など、まちづくりと一体となった防災・減災対策の推進など、数多くの検討課題が浮き彫りとなりました。

こうした課題解決のため、近年の災害や将来の気候変動の影響による降雨量の増加などを考慮した抜本的な治水計画への転換を目的とし、十月二十八日に社会資本整備審議会に諮問をし、十一月十二日より気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会での検討を開始したところでございます。国土交通省といたしましては、国、県、市のみならず、企業、住民の方々と連携をしたハード、

ソフト一体となった流域全体で備える総合的な水災害対策を計画的かつ着実に進め、防災・減災が主流となる安全、安心な社会づくりに全力を傾けてまいり所存でございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣衛藤晟一君登壇、拍手)

○国務大臣(衛藤晟一君) 宮崎勝議員にお答えいたします。

企業主導型保育事業についてお尋ねがありまして、

企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援することともに、待機児童解消に貢献する重要な事業であります。しかしながら、会計検査院から、整備費の水増し請求が行われ補助金が過大に交付されたこと、施設の利用が低調となつていことなどの指摘を受けたことについて、真摯に受け止め、本事業の信頼回復のための審査や指導、監査の改善等を徹底してまいります。

こうした改善に取り組みつつ、引き続き、厚生労働省とも連携を図り、子育て安心プランに基づき保育の受皿整備に取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

○議長(山東昭子君) 柴田巧さん。

(柴田巧君登壇、拍手)

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました平成三十年度決算に関し、総理並びに係大臣に質問をいたします。

先般提出の会計検査院決算検査報告によれば、三百三十五件、計一千二億円の税金の使い方等に問題があると指摘をされました。消費増税が行われましたが、税金の無駄遣いが後を絶たず、その金額が一千億円を超えているのは極めて遺憾であ

ります。過去何度も同じ指摘を受けながら、国費の不適切な支出や国有財産のずさんな管理を許しているのは看過できません。緊張感が余りにもなさ過ぎます。

今回の報告をどのように受け止めているのか、安倍総理にお伺いをいたします。

税金の無駄遣いをやめ、未来に向け真に必要な予算を確保するには、まず議員自らがその身を切る覚悟を示し、実践をすることです。

我が党が大阪で与党となつた平成二十三年に、大阪府議会議員定数を百九から八十八に削減する条例改正案を可決し、その本気度が理解をされ以降、大阪府・市で抜本的な行政改革を実施し、かつ実のある改革も行いました。例えば、大阪市の借入れは七年間で約一兆三千億円の削減となる一方、同時に、教育の無償化の実現を図りました。

ところが、国では税金の無駄遣いが収まらず、参議院で先般議員定数が六も増えました。

隼より始めよ。我が党は、今国会に、参議院定数一割、歳費二割削減など、身を切る改革関連五法案を提出をしています。日本の未来に投資を行うために、税金の無駄遣い削減や徹底した行財政改革を行わなければなりません。そして、そのスタートは、議員の身を切る改革ではありませんか。総理の所見を求めます。

次に、官民ファンドについてお聞きをします。

官民ファンドは、国と民間が資金を出し合つて融資するファンドですが、第二次安倍政権以降、各省が争うように相次いで設立をしました。現在、十三ありますが、多くのファンドで損失が膨れ上がり、平成三十年度末で三百二十三億円の累積損失となっています。このうち、農水省が所管する官民ファンド、農林漁業成長産業化支援機構、A-FIVEは、累積損失が本年度三月末時

点で約百十五億円に及ぶ見込みで、廃止を視野に見直しが始まりました。

官民ファンドへの主な資金源は財務省所管の産業投資資金で、国が持つNTT株やJT株の配当を元手に年一千億円から四千億円を産業投資に投じてきました。その結果が累積損失の拡大です。

産業投資資金の運用先不足を解消すべく、各省が成算の乏しい官民ファンドをつくることを抑制せず、むしろ設立を積極的に促してきたのではないですか。だとすれば、所管する財務省にも大きな責任があります。

そこで、累積損失が拡大している官民ファンドに対して行ったこれまでの出資について、財務省の審査に反省すべき点はなかったか。また、今後、産業投資の在り方を見直し、官民ファンドへの出資に当たっては、その必要性やガバナンスの確保について厳しく査定すべきではありませんか。併せて財務大臣の答弁を求めます。

官民ファンドについては、政府一体となつたチェックが一応行われてはいます。平成二十五年九月に官房長官を議長とする関係閣僚会議が開催され、所管官庁による官民ファンドの運営に係るガイドラインが定まりました。そして、関係府省一体となつた横串のチェックとして、関係会議の下に官房副長官を議長とする幹事会で運営状況の検証作業が実施されています。

平成二十八年一月二十一日の決算委員会で、官房長官は私の質問に答え、所管の府省庁以外に連部局の参加を得て、関係省庁一体となつた、これ、横串チェックに取り組んでおります。こうした体制によつて必要な検証をしっかりとさせていたいただいていると答弁をしました。しかし、多くのファンドで大きな累積損失が出ていることは、横串チェックが機能していなかった証左ではありませんか。官房長官の所見をお伺いします。

また、これ以上累積損失を拡大させないため、政府一体のチェックを実効性のあるものにすべきですが、どのように取り組むのか、官房長官に聞きをいたします。

官民ファンドの赤字を防ぐには、透明性を高めなければなりません。運営に係るガイドラインでは、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているかとあります。

各ファンドは毎年度末に決算を公表しますが、個別投資案件別の状況は多くが非公開です。公的資金を投入している以上、国民に対する説明責任があり、政策効果や投資実績の検証に当たって、もっと具体的に判断できる個別案件ベースで損益が示されるべきではありませんか。官房長官にお尋ねをいたします。

それにしても、官民ファンドの損失がどうしてこうも膨れ上がるのか。それは、そもそも初めからできないことをやろうとしているからであります。

官民ファンドの本来の目的は、民間資金は集まりにくいのが、政府が進めたい産業分野のベンチャー投資とされています。しかしながら、成長可能性のある産業なら民間ファンドから資金が集まるので、官民ファンドに持ち込まれるのは駄目案件が多いのが実情です。また、官民の寄り合い世帯は生き馬の目を抜く投資の世界に不向きで、官の判断の遅さが致命傷になりかねません。

では、なぜ官民ファンドがこんなに増えたのかといえば、設立額が大きく、政策の見かけの規模を膨らませることができ、各省庁に使い勝手のいい自分の財布を持っていて損はないという発想があるからにほかなりません。

このため、過去にも大きな失敗を起こしました。旧郵政省と通産省が基盤技術研究促進セン

ターを民間とにもつくり、NTT株の配当金約三千億円等を投資して九割以上失った事件であります。誰も責任を問われないまま幕引きとなり、結局赤字を負担したのは国民です。このような過ちを繰り返してはいけません。

そこで、原資は国民の公的財産であり、国民負担を最小限に抑えるため、A-FIVE以外の赤字ファンドも早期清算に向けた議論を加速するとともに、官民ファンド全体の出口戦略を明確にすべきですが、総理の御所見をお伺いをいたします。

続いて、独立行政法人の余裕資金についてお聞きをします。

今回の会計検査院報告で、案件別の指摘金額で最大なのは、経産省の独法、中小企業基盤整備機構が保有する第二種信用基金における余裕資金二百二億円です。

同機構は、平成十六年に産業基盤整備基金から承継した債務保証業務について、第二種信用基金による実施する業務のための原資として、二十九年度末時点で三百七十五億円の政府出資金等を受け取っています。会計検査院が検査したところ、近年、債務保証の実施が極めて低調になっていることから、必要な政府資金の額は百七十三億円で、二百二億円は将来も使用される見込みがないとのこと。このため、経産省及び同機構で政府出資金につき真に必要な額を検討し、必要額を超えて保有されているものは速やかに国庫納付することなどを求めています。

そこで、会計検査院の指摘をどのように受け止めているのか、また、今後、いかなる方針で対応していくのか、経済産業大臣にお伺いをいたします。

国の大切な資金が、独法やその出資先等の中で余裕資金として眠っているケースはほかにもあります。

例えば、農林漁業信用基金では政府出資金を原資とする貸付金が八十八億円過大であることや、都市再生機構の子会社が十九億円を余裕資金として保有していると指摘しました。これだけ眠っている資金があれば、災害対策や教育の無償化等、本来推し進めるべき対策を厚くすることができるとは思いませんか。

この際、政府全体で独法等に余裕資金がないか徹底的に見直しを行い、まずその結果を報告させる必要があると考えます。そして、具体的に実効的な改善策を早急に講じるべきであります。総理の認識をお尋ねをします。

最後に、行財政改革の観点から、桜を見る会について質問いたします。

この問題は、公務と政務の峻別ができていないことに始まり、公文書管理の在り方等、重要な課題を含んでいます。公に私が入りやすく、かつ招待する基準が不明瞭な中、ごく一部の力テグリーの人を招き、税金を使ってイベントを打つことは、行財政改革の観点からも逆行しています。桜を見る会を廃止すべきと考えますが、総理の所見を求め、質問を終わります。

（内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手）  
（内閣総理大臣安倍晋三君） 柴田巧議員にお答えいたします。

平成三十年度決算検査報告についてお尋ねがありました。平成三十年度決算検査報告において、前年度よりも減少したとはいえ、三百三十五件、千二百億円の指摘を受けたことは誠に遺憾であります。

これらの指摘については、十一月十二日に私から各大臣に対して決算検査報告事項の確実な改善に努めるよう指示を行っており、適正な会計処理を徹底し、国有財産の適正な管理に努めるなど、指摘の内容に応じ、一つ一つ着実に改善策を講

じ、今後の予算や会計事務などにしっかりと反映させてまいります。

身を切る改革についてのお尋ねがありました。我々政治家は、政策を実現するため真摯に努力を続け、国民の負託に応えなければなりません。また、常に自らを省みる必要があることは当然であります。日本維新の会が率先垂範して身を切る改革を続けていかれることについて敬意を表したいと思っております。

その上で、政治に要する費用の問題は、議会政治や議員活動の在り方、すなわち民主主義の根幹に関わる重要な課題であることから、国会において、国民の代表たる国会議員が真摯な議論を通じて合意を得る努力を重ねていかなければならない問題であると考えております。

なお、議員定数については、政権交代後、衆議院の定数を合計で十五議席削減させており、身を切る改革を行ってきたところであります。また、行政改革を引き続き着実に推進する観点から、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の三割、閣僚や副大臣は同二割、政務官は同一割を国庫に返納しているところであります。

官民ファンド全体の出口戦略についてお尋ねがありました。

官民ファンドは、我が国で十分な民間資金がリスクマネーとして供給されていない現状に鑑み、成長戦略、地域活性化、新たな産業の創出などの政策的意義のあるものに限定して、それぞれの政策目的に応じて設立されたものと承知しております。

現在、全ての官民ファンドの運営について、毎年度、検証作業を実施しているところであります。特に累積損失の大きなものについては、本年四月に累積損失解消のための新たな計画を策定させたとところであります。今後は、その進捗を厳しく検証し、仮に改善が

見られない場合には、事業や組織の抜本的見直しも含めた業務運営の徹底した見直しを行う方針です。

独法等における余裕資金についてお尋ねがありました。

独法等における余裕資金の状況については、所管省庁において点検作業を実施し、必要に応じて国庫返納などの措置を行ってきたところですが、今般、会計検査院から改めて指摘を受けたことは遺憾です。御指摘の都市再生機構については既に余裕資金の返納を行い、また、農林漁業信用基金についても速やかに返納予定であると承知しています。

申し上げるまでもなく、納税者の視点に立つて予算の無駄排除を徹底すべきことは当然です。引き続き、余剰資金を含め、様々な観点から不断の見直しを進めてまいりたいと思います。

桜を見る会の廃止についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、長年の慣行の中で行われてきたところではありますが、招待者の基準が曖昧であり、結果として招待者の数が膨れ上がってしまった実態があると認識しております。

こうした運用を大いに反省し、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行うことといたしました。来年度の開催については中止することといたしました。

桜を見る会について、国民の皆様から様々な御批判があることは十分承知しております。現時点において同会を廃止することは考えておりませんが、今後、招待基準やプロセス等をしっかりと再構築してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 柴田議員から、官民ファンドに対する出資について、一問お尋ねがあつております。

官民ファンドの要求の審査に当たりましては、財務省におきまして、各ファンドの運営実績や当面の資金需要等を踏まえて、監督官庁からの要求を精査してまいったところであります。

一方で、特に大きな累積損失を計上しておりまして、本年四月に、官民ファンド及び監督官庁が累積損失解消のためのいわゆる数値目標、投資計画を策定したところでありますが、仮に改良が見られない場合には、事業や組織の抜本的な見直しを含めた、いわゆる業務運営の見直しを行う方針であります。

いづれにいたしましても、財務省といたしましては、各官民ファンドが監督官庁による適切なガバナンスの下でその政策目的を実現していくことが何より重要であると考えております。したがって、今後とも、各ファンドへの出資の必要性やガバナンス等をしっかりと精査してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 官民ファンドの収益性とチェック体制についてお尋ねがありました。

官民ファンドの収益性を見ると、個別のファンドで累積損失を計上しているものもありますが、官民ファンド全体の累積損益はプラスとなっております。

それぞれ官民ファンドについては、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において、投資決定のプロセス、投資実績の評価などに関するガイドラインを定め、各年度、検証作業を行い、各ファンドの運営に反映をさせているところであります。

さらに、多額の累積損失を計上している官民ファンドについては、昨年末に決定した改革工程表に基づいて、本年四月、各官民ファンド及び監督官庁が累積損失解消のための数値目標、投資計画を策定したところであり、今後、進捗状況を検証することとされております。

こうしたファンドについては、今後、計画の進捗状況を厳しく検証し、仮に改善が見られない場合には、事業や組織の抜本的見直しも含め、業務運営の徹底した見直しを行う方針であります。

官民ファンドについて個別案件ベースで損益が示さるべきだというお尋ねがありました。

今申し上げましたように、それぞれの官民ファンドについては、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議においてガイドラインを定めた上で、監督官庁において個別案件の評価を含めファンド全体の適正な運営を図っております。

個別案件ごとに損益を示すことについては、今般、ガイドラインを改正をし、政府出資等に重要な影響を与え得る損失が生じる場合には、情報の秘匿性に留意しつつ、適時適切に情報開示を行うこととしており、各ファンドにおいてガイドラインに基づき情報開示の充実が図られるものと考えます。(拍手)

(国務大臣梶山弘志君登壇、拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 柴田議員からの御質問にお答えをいたします。

中小企業基盤整備機構の基金に対する会計検査院の指摘についてお尋ねがありました。経済産業省としては、会計検査院からの指摘を真摯に受け止め、将来の利用見込み等を考慮しつつ、基金の必要額の精査を行い、不要となる資産につきましては速やかに国庫に返納していきたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 田村智子さん。

(田村智子君登壇、拍手)

○田村智子君 私、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました二〇一八年度決算について総理に質問いたします。

桜を見る会が大問題になった始まりは、支出額が予算の三倍にも膨れ上がったことにあります。総理は、予算の大幅超過をいつ認識しましたか。知つていながら、なおも支出を増やし続けたのですか。

しかも、結果的に予算を超えてしまったものではありません。本決算の二〇一八年は、ケータリング二千三百六十六万円、これだけで桜を見る会全体の予算一千七百七十六万円を大きく超えています。しかも、契約は予算成立の五日後、予算審議中にその準備を進めていたのです。これは国会を欺く行為ではありませんか。

憲法は、内閣に、国会へ予算を提出し、審議と議決を経た上で支出することを義務付けています。予算審議中に提案した額を上回る歳出を準備する、しかも毎年予算超過を拡大させる、このように憲法が定める財政民主主義を無視したやり方がなぜ許されていたのでしょうか。総理主催の行事は憲法さえも超越するのですか。明確な答弁を求めます。

十一月八日の予算委員会以降、安倍晋三事務所が作成、配布した文書が次々と明らかとなり、菅官房長官は総理などからの推薦の仕組みがあることを認め、二十日の本会議で、総理も、私自身も事務所から相談を受ければ推薦者についての意見を言うこともありましたと答弁しました。つまりは、総理の推薦、招待の仕組みを安倍総理は前々から御存じだったのではありませんか。

それなのに、なぜ予算委員会での私の指摘を事実であると認めなかったのですか。私は、総理は招

招待者の取りまとめをしていますかとは一言も聞いていません。安倍事務所が参加者を募り、総理の地元後援会を招待しているのかと繰り返したのだし、ごまかしの答弁そのものではありませんか。質問をすり替えることなくお答えいただきたい。

予算委員会理事懇談会に提出された資料により、各省庁からの推薦者数にはほとんど変動がないことが分かりました。総理を始めとする自民党からの推薦者が増え続け、一万八千人もの参加者となった、このことをお認めになりますか。

桜を見る会は、招待がなければ参加できません。新宿御苑を貸し切り、禁止されている飲酒も特別に認められ、無料で飲食物が提供され、お土産が配られる、総理大臣と特別に記念撮影ができる、このような場に総理の選挙区を始め自民党の後援会を大勢招待する、その目的、意図は何でしょうか。

十一月十五日の会見で、自分は安倍総理の選挙などを支えてきているから、その貢献で選ばれたと思うという方がいらつしたという記者の問いに、総理は、確かにそう思われる方もおられると思いますと答えています。また、今年は、直後の参議院選挙で改選となる議員に多くの招待状が配分されたことを世耕幹事長が認めておられます。自民党の選挙への貢献に感謝し、次の選挙でも支持を広げてくれることを期待し、後援会の招待を拡大してきたではありませんか。

公職選挙法は、自らの当選だけでなく、第三者に当選を得させようとして金銭、物品その他の供与、供応接待することを買収行為として禁じています。総理、桜を見る会であなたと自民党がやってきたことは、まさに税金を使った事実上の買収行為ではありませんか。

総理は、招待者の基準が曖昧であり、結果とし

て招待者の数が膨れ上がったと言いますが、内閣府が省庁に示した推薦の基準は、勲章、表彰を受けた方、ボランティアや被災地の復興に尽力した方など、明確です。一方、安倍事務所の参加申込書には、社会的な功績、功労を示す記入欄はありません。どのような基準で推薦名簿を取りまとめたのでしょうか。安倍事務所に申し込めば、全て招待状が届く仕組みだったではありませんか。

また、昭恵夫人が関わったイベントや団体の方からは、名刺交換をしたら毎年招待状が届くようになったという発言が多数確認できます。総理や昭恵夫人からの直接の推薦もあったと推測されますが、いかがですか。

菅官房長官は、総理からの推薦約千人と国会で答弁しましたが、この根拠は極めて薄弱です。官邸総理室が取りまとめた招待者は何千人になるのか、総理の責任で明らかにしていただきたい。答弁を求めます。

悪徳マルチ商法で高齢者を食い物にし、その財産を奪い取ったジャパンライフの会長が、二〇一五年、桜を見る会に招待されたことは極めて重大です。

ジャパンライフの資料には、招待状の受付票に六十という招待区分番号が記されています。内閣府は、招待区分六十から六十三が総理、長官等の推薦者であることをやつと認めました。総理、六十は官邸総理室が取りまとめた総理の推薦者ではないですか。ジャパンライフの会長は、総理若しくは総理関係者によつて招待されたではありませんか。

十一月二十九日の桜を見る会野党追及本部では、被害者の肉声が公表されました。安倍総理から招待されるのはすごいことだ、偉い会社だと安心して、貯金も生命保険も言われるままにつき込

んだ。十五歳から働いて蓄えた財産を全て失ってしまった。

同日、大門実紀史議員は国会質疑で、ジャパンライフが計画的破綻を視野に最後の荒稼ぎをしようにとした時期に招待状が届いたことを明らかにしました。総理が、ジャパンライフを信用させ、悪徳商法の被害を拡大する役割を果たしたのです。この責任をどう取るおつもりですか。

二〇一四年、ジャパンライフへの厳格な立入調査が行われる方針だった。ところが、行政指導にとどまった。その理由として、大門議員が入手した内部文書には、政治的背景を懸念しと書かれています。被害者七千人、被害総額二千億円、これほど被害が拡大したのはなぜか、政治的背景とは何か、徹底的な真相究明が必要であることを厳しく指摘しておきます。

招待の実態をたどると、内閣府は、名簿を廃棄したので分からないとの説明を繰り返しています。今年の名簿は、宮本徹衆院議員が資料要求した一時間後にシュレッダーに掛けた。各府省には、省庁には推薦者名簿が保存されているのに、内閣官房にあるはずの総理、長官等の推薦者、与党による推薦者の名簿だけが廃棄された。これが事実ならば、安倍政権の下で内閣府と内閣官房は公文書のまともな取扱いさえできない行政府に成り果てたということではありませんか。

反社会的勢力が招待されたのかという事実確認さえできないで終わらせることは許されません。やましいところがないならば、総理の責任で電子データを復元させ、全ての名簿を明らかにしていただきたい。明確な答弁を求めます。

国立公文書館には、桜を見る会の文書が多数保存されています。岸内閣時代の招待者名簿も永久保存です。一九五七年の名簿は、戦後の引揚者、戦後の復興への功績・功労者として招待者の名前

が全て開示されています。政府がどのような考え方でどのような施策を行ったのか、後世においても検証できるよう、国民の財産として公文書を保管する。自民党政権の下でも、こうした歴史と伝統、政府としての矜持は受け継がれてきたはずで

す。安倍政権の七年間で、公文書が隠され、改ざんされ、廃棄される、官僚の答弁は総理をかばうために矛盾に矛盾を重ねる、こんなことがどれだけ繰り返されてきたのか、いつまでこんなことを繰り返すつもりなのか、日本の民主主義が壊されていくことを黙認などできるはずがありません。

当たり前の公正な政治を取り戻すために、心ある皆さん全てと力を合わせる決意を述べ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 田村議員の質問にお答えする前に、先ほどの柴田議員の決算検査報告についての質問に対する私のお答えで、指摘額を千二百億円と申し上げましたが、正しくは千二億円でございましたので、訂正し、おわびを申し上げます。

桜を見る会の予算と支出についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、長年の慣行の中で行われてきたところではありますが、招待基準が曖昧であり、結果として招待者の人数が膨れ上がった実態があったと認識しております。私自身は支出の詳細については承知しておりませんが、結果的には望ましいものではなかったと認識しております。

四月上旬に契約を締結するためには、入札等に必要となる公示期間を適正に確保する必要があることから、予算審議中に公示自体は一般的に行われて

算積算上の見積額を上回ってはいないものの、国会で議決をいただいた内閣府の共通経費の範囲内で執行されたものと承知しております。

いずれにしても、桜を見る会のこれまでの運用については、大いに反省すべきであり、今後、私自身の責任において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行ってまいります。

桜を見る会の招待に関する私の答弁についてお尋ねがありました。

桜を見る会の招待者については、内閣官房及び内閣府が最終的な取りまとめを行っているところ、長年の慣行として官邸内や与党にも推薦依頼を行っており、私の事務所もこれまで推薦を行ってまいりました。その過程において、私自身も事務所からの相談を受ければ推薦者についての意見を言うこともありましたが、実際の事務所における推薦作業の詳細は承知しておりません。

桜を見る会の招待者については、提出された推薦者につき、最終的に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行っているところであり、当該プロセスに私は一切関与しておりません。したがって、私が地元後援会を招待しているのではないかととの質問に対する私の先日の答弁が虚偽との御指摘は当たりません。

桜を見る会への推薦者についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、長年の慣行として官邸内や与党にも推薦依頼を行っているところ、自民党内の推薦の経緯等については参議院幹事長から先日御説明があったものと承知しておりますが、政府としては把握しておりません。

私の事務所においては、後援会の関係者を含め、地域で活躍されているなど、桜を見る会への

参加にふさわしいと思われる方を始め幅広く参加希望者を募り、推薦を行ってきたところです。既に記録が残っていないことからその詳細は明らかではありませんが、桜を見る会については長年の慣行の中で行われてきており、招待者の基準が曖昧であった結果として招待者の数が膨れ上がってしまった実態があると認識しております。

他方、いずれにしても、招待者は、提出された推薦者につき、最終的に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行っているところであり、公職選挙法に抵触するのではないかと御指摘は当たりません。

桜を見る会への私の事務所からの推薦についてお尋ねがありました。

私の事務所においては、内閣官房からの依頼に基づき、後援会の関係者を含め、地域で活躍されているなど、桜を見る会への参加にふさわしいと思われる方を始め幅広く参加希望者を募り、推薦を行っていたところであり、その過程において、私自身も事務所からの相談を受ければ推薦者についての意見を言うこともありましたが、事務所を通じた推薦以外は行っておりません。

他方、繰り返しになりますが、桜を見る会の招待者については、提出された推薦者につき、最終的に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行っているところであり、私の事務所申し込めば必ず招待状が届くというものではありません。

また、私の事務所から推薦に基づく招待人数の概数については、既に官房長官が内閣官房及び内閣府の事務方から聞き取りを踏まえ国会にて報告したところですが、既に記録が残っていないことから詳細を明らかにすることは困難であると承知しております。

平成二十七年の桜を見る会の招待者についてお尋ねがありました。

まず、御指摘の番号は招待状の発送を効率的に行うために便宜的に付しているものであり、会の終了をもって使用目的を終えることから、内閣府において現時点でこれらに関する情報は保有していないと報告を受けております。

その上で、桜を見る会の個々の招待者やその推薦元については、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて従来から回答を差し控えていただいているところです。

一方、一般論として申し上げれば、桜を見る会が企業や個人の違法、不当な活動に利用されることは決して容認できません。

桜を見る会については、長年の慣行の中で行われてきたところではありますが、招待者の基準が曖昧であるなどの御批判を国民の皆様からいただいているところでもあります。これまでの運用を大いに反省し、今後、私自身の責任において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行ってまいります。

招待者名簿の廃棄等についてお尋ねがありました。

桜を見る会の招待者名簿については、会の終了をもって使用目的を終えることに加え、これを全て保存すれば個人情報情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理するなどの必要が生じることから、公文書管理法等に基づき、内閣府において保存期間一年未満文書として、終了後、遅滞なく廃棄する取扱いとしております。

桜を見る会の運営等については、これまでの運用を大いに反省し、今後、私自身の責任において全般的な見直しを行ってまいります。内閣府始め、あらかじめ定められた手続にのっとり招待者名簿を廃棄しているものと承知しております。

内閣府が採用しているシステムは、個々の端末

ではなくサーバでデータを保存するシンクライアント方式であり、端末にデータは保存されておらず、また、サーバのデータを破壊後、バックアップデータの保存期間を経た後は、復元は不可能であるとの報告を受けております。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案(第百九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

日程第三 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長(佐藤信秋君)の報告を求めます。地方創生及び消費者問題に関する特別委員長佐藤信秋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤信秋君登壇、拍手〕

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対するPFI推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒

税法の特例措置及び地方公共団体による特定市街  
化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事  
業に係る都市計画法の特例措置を追加しようとす  
るものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議  
題とし、住宅団地再生の効果的な推進、PFI推  
進機構に業務の特例を追加する意図、酒類の製造  
免許の在り方及び今後の課題等について質疑が行  
われましたが、その詳細は会議録によつて御承知  
願います。

両法律案について質疑を終局し、討論に入りま  
したところ、日本共産党の大門委員より両法律案  
に反対、れいわ新選組の船後委員より地域再生法  
改正案に反対、構造改革特別区域法改正案に賛成  
の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも  
多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定い  
たしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま  
す。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案の採  
決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ  
ます。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたし  
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

投票総数 二百三十七  
賛成 二百二十三

反対 十四  
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、構造改革特別区域法  
の一部を改正する法律案の採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ  
ます。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたし  
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

投票総数 二百三十七

賛成 二百二十四

反対 十三

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 本日はこれにて散会いたし  
ます。

午後三時二分散会

出席者は左のとおり。

|     |         |
|-----|---------|
| 議長  | 山東 昭子君  |
| 副議長 | 小川 敏夫君  |
| 議員  | 音喜多 駿君  |
|     | 河野 義博君  |
|     | 梅村みずほ君  |
|     | 高橋 光男君  |
|     | 佐々木さやか君 |
|     | 柳ヶ瀬裕文君  |
|     | 安江 伸夫君  |
|     | 片山 大介君  |

|        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|
| 高木かおり君 | 下野 六太君 | 大家 敏志君 | 上野 通子君  |
| 塩田 博昭君 | 竹内 真二君 | 青木 一彦君 | 長谷川 岳君  |
| 梅村 聡君  | 石井 苗子君 | 藤川 政人君 | 藤井 基之君  |
| 高瀬 弘美君 | 三浦 信祐君 | 二之湯 智君 | 石井 準一君  |
| 里見 隆治君 | 熊野 正士君 | 松村 祥史君 | 橋本 聖子君  |
| 伊藤 孝江君 | 浅田 均君  | 衛藤 晟一君 | 山本 順三君  |
| 柴田 巧君  | 清水 貴之君 | 水落 敏栄君 | 岡田 直樹君  |
| 宮崎 勝君  | 杉 久武君  | 野村 哲郎君 | 中川 雅治君  |
| 矢倉 克夫君 | 新妻 秀規君 | 松山 政司君 | 野上浩太郎君  |
| 若松 謙維君 | 東 徹君   | 世耕 弘成君 | 今井絵理子君  |
| 室井 邦彦君 | 石井 章君  | 宮本 周司君 | 宮崎 雅夫君  |
| 竹谷とし子君 | 平木 大作君 | 清水 真人君 | 寺田 静君   |
| 秋野 公造君 | 横山 信一君 | 本田 颯子君 | 三浦 靖君   |
| 山本 博司君 | 片山虎之助君 | 岩本 剛人君 | 加田 裕之君  |
| 鈴木 宗男君 | 松沢 成文君 | 上田 清司君 | 平山佐知子君  |
| 浜田 昌良君 | 山本 香苗君 | 青山 繁晴君 | 足立 敏之君  |
| 石川 博崇君 | 谷合 正明君 | 山田 宏君  | そのだ修光君  |
| 西田 実仁君 | 山口那津男君 | 阿達 雅志君 | 吉川ゆうみ君  |
| 森 まさこ君 | 宮島 喜文君 | 滝波 宏文君 | 柘植 芳文君  |
| 藤木 眞也君 | 進藤金日子君 | 堂故 茂君  | 豊田 俊郎君  |
| 和田 政宗君 | 自見はなこ君 | 長峯 誠君  | 羽生田 俊君  |
| 徳茂 雅之君 | 中西 哲君  | 堀井 巖君  | 舞立 昇治君  |
| 元榮太一郎君 | 山田 太郎君 | 江島 潔君  | 渡辺 猛之君  |
| 高橋はるみ君 | 松川 るい君 | 中西 祐介君 | 三原じゅん子君 |
| こやり隆史君 | 小野田紀美君 | 高階恵美子君 | 宇都 隆史君  |
| 小川 克巳君 | 朝日健太郎君 | 岩井 茂樹君 | 磯崎 仁彦君  |
| 佐藤 啓君  | 古賀友一郎君 | 末松 信介君 | 西田 昌司君  |
| 上月 良祐君 | 酒井 庸行君 | 牧野たかお君 | 猪口 邦子君  |
| 島村 大君  | 高野光二郎君 | 片山さつき君 | 松下 新平君  |
| 高橋 克法君 | 滝沢 求君  | 福岡 資麿君 | 藤末 健三君  |
| 馬場 成志君 | 太田 房江君 | 関口 昌一君 | 岡田 広君   |
| 北村 経夫君 | 大野 泰正君 | 宮沢 洋一君 | 金子原二郎君  |
| 石田 昌宏君 | 石井 正弘君 | 山谷えり子君 | 有村 治子君  |
| 中西 健治君 | 赤池 誠章君 | 鶴保 庸介君 | 林 芳正君   |

|        |        |
|--------|--------|
| 高良 鉄美君 | 嘉田由紀子君 |
| 浜田 聡君  | 小沼 巧君  |
| 塩村あやか君 | 安達 澄君  |
| 伊波 洋一君 | ながえ孝子君 |
| 渡辺 喜美君 | 石川 大我君 |
| 田村 まみ君 | 山田 修路君 |
| 山下 雄平君 | 岸 真紀子君 |
| 石垣のりこ君 | 熊谷 裕人君 |
| 三木 亨君  | 三宅 伸吾君 |
| 森屋 宏君  | 矢田わか子君 |
| 宮沢 由佳君 | 浜口 誠君  |
| 木戸口英司君 | 古賀 之士君 |
| 石井 浩郎君 | 山田 俊男君 |
| 古川 俊治君 | 小西 洋之君 |
| 徳永 エリ君 | 石橋 通宏君 |
| 難波 奨二君 | 斎藤 嘉隆君 |
| 丸川 珠代君 | 佐藤 信秋君 |
| 佐藤 正久君 | 吉川 沙織君 |
| 牧山ひろえ君 | 川田 龍平君 |
| 水岡 俊一君 | 芝 博一君  |
| 尾辻 秀久君 | 中曽根弘文君 |
| 福島みずほ君 | 郡司 彰君  |
| 鉢呂 吉雄君 | 蓮 舫君   |
| 福山 哲郎君 | 長浜 博行君 |
| 田島麻衣子君 | 須藤 元氣君 |
| 伊藤 岳君  | 横沢 高德君 |
| 森屋 隆君  | 小沢 雅仁君 |
| 武田 良介君 | 勝部 賢志君 |
| 芳賀 道也君 | 伊藤 孝恵君 |
| 岩渕 友君  | 吉良よし子君 |
| 杉尾 秀哉君 | 磯崎 哲史君 |
| 浜野 喜史君 | 吉田 忠智君 |
| 真山 勇一君 | 倉林 明子君 |
| 紙 智子君  | 船後 靖彦君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 川合 孝典君 | 森本 真治君 |
| 江崎 孝君  | 有田 芳生君 |
| 田名部匡代君 | 野田 国義君 |
| 大門実紀史君 | 山添 拓君  |
| 舟山 康江君 | 白 眞勲君  |
| 那谷屋正義君 | 青木 愛君  |
| 森 ゆうこ君 | 足立 信也君 |
| 井上 哲士君 | 田村 智子君 |
| 大塚 耕平君 | 榛葉賀津也君 |
| 小林 正夫君 | 羽田雄一郎君 |
| 増子 輝彦君 | 柳田 稔君  |
| 櫻井 充君  | 山下 芳生君 |
| 市田 忠義君 | 小池 晃君  |
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三君 |
| 財務大臣   | 麻生 太郎君 |
| 総務大臣   | 高市 早苗君 |
| 文部科学大臣 | 森 まさこ君 |
| 厚生労働大臣 | 萩生田光一君 |
| 農林水産大臣 | 加藤 勝信君 |
| 経済産業大臣 | 江藤 拓君  |
| 国土交通大臣 | 梶山 弘志君 |
| 環境大臣   | 赤羽 一嘉君 |
| 防衛大臣   | 小泉進次郎君 |

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| 防衛大臣                                     | 河野 太郎君 |
| 内閣官房長官                                   | 菅 義偉君  |
| 復興大臣                                     | 田中 和徳君 |
| 国家公安委員長                                  | 武田 良大君 |
| 内閣府特命担当大臣(防災)                            | 衛藤 晟一君 |
| 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策) | 竹本 直一君 |
| 内閣府特命担当大臣(クルジャパン戦略、科学技術政策、宇宙政策)          | 西村 康稔君 |
| 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)                        | 北村 誠吾君 |
| 内閣府特命担当大臣(規制改革、地方創生)                     | 橋本 聖子君 |
| 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)                        | 岡田 直樹君 |
| 内閣官房副長官                                  | 藤川 政人君 |
| 財務副大臣                                    | 近藤 正春君 |
| 政府特別補佐人                                  |        |
| 内閣法制局長官                                  |        |

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 議長の報告事項 | 去る十一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| 内閣委員    |                                             |
| 総務委員    | 末松 信介君                                      |
| 中曽根弘文君  | 古賀友一郎君                                      |
| 打越さく良君  | 山谷えり子君                                      |
| 塩村あやか君  | 補欠                                          |
| 法務委員    | 高階恵美子君                                      |
| 宮島 喜文君  | 徳茂 雅之君                                      |
| 山田 宏君   | 三浦 靖君                                       |
| 森屋 宏君   | 補欠                                          |
| 法務委員    | 岩井 茂樹君                                      |
| 岩本 剛人君  | 補欠                                          |
| 高野光二郎君  | 中曽根弘文君                                      |
| 森屋 宏君   | 松川 るい君                                      |
| 石川 大我君  | 山田 宏君                                       |
| 福山 哲郎君  | 補欠                                          |
| 財政金融委員  | 羽生田 俊君                                      |
| 塩村あやか君  | 宮島 喜文君                                      |
| 勝部 賢志君  | 補欠                                          |
| 文教科学委員  | 福山 哲郎君                                      |
| 石川 大我君  | 補欠                                          |
| 厚生労働委員  | 朝日健太郎君                                      |
| 藤井 基之君  | 補欠                                          |
| 古賀友一郎君  | 島村 大君                                       |
| 徳茂 雅之君  | 高階恵美子君                                      |
| 三浦 靖君   | 羽生田 俊君                                      |

農林水産委員

辞任

補欠

福岡 資麿君

岩井 茂樹君

松川 るい君

高野光二郎君

勝部 賢志君

打越さく良君

国土交通委員

辞任

補欠

島村 大君

末松 信介君

藤井 基之君

朝日健太郎君

山谷えり子君

岩本 剛人君

決算委員

辞任

補欠

野田 国義君

森屋 隆君

行政監視委員

辞任

補欠

森屋 隆君

野田 国義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

岸 真紀子君

打越さく良君

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

清水 真人君

堀井 徹君

三浦 靖君

山田 修路君

小沢 雅仁君

野田 国義君

森本 真治君

古賀 之士君

石井 苗子君

松沢 成文君

同日衆議院から次の議案が提出された。

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第九号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

港湾法の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

母子保健法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

地域再生法の一部を改正する法律案(第百九十八回国会閣法第四八号)審査報告書

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

韓国国会議長による徴用工問題の解決案に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第八〇号)

避難の在り方や避難所等の災害対策に関する再質問主意書(塩村あやか君提出)(第八一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員熊谷裕人君提出政党的発出した、桜を見る会の案内文書に関する質問に対する答弁書(第六四号)

参議院議員浜田聡君提出放送受信設備のない世帯に対してNHK訪問員が詐欺的手法で放送受信契約を結ばせていることに関する質問に対する答弁書(第六五号)

参議院議員熊谷裕人君提出桜を見る会における内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問に対する答弁書(第六六号)

同日本院は、食品安全委員会委員に山本茂貴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に橋本敬子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、個人情報保護委員会委員長に丹野美絵子君を、同委員に小川克彦君、大島周平君及び加藤久和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、カジノ管理委員会委員長に北村道夫君を、同委員に氏兼裕之君、渡路子君、遠藤典子君及び樋口建史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、証券取引等監視委員会委員長に長谷川充弘君を、同委員に高田さゆり君及び浜田康君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、荒川薫君、小野武美君、三尾美枝子君及び小塚莊一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に日比野隆司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二君、水野節子君及び長谷川三千子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に牧満君及び河野康子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君及び新妻実保子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

港湾法の一部を改正する法律

母子保健法の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

同日本院は、再犯の防止等の推進に関する法律第十條の規定に基づく平成三十年度再犯の防止等に関する施策に関する報告を受領した。

同日議長は、トマシュ・グロツキ・ポーランド共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を發送した。

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の三十六―第十七条の三十八)」を

第十三節 地域住宅団地再生事業計  
第十四節 地域農林水産業振興施設  
第十五節 株式会社民間資金等活用

画の作成等(第十七条の三十六―第十七条の五十)  
移住促進事業計画の作成等(第十七条の五十四)  
整備計画の作成等(第十七条の五十七―第十七条  
事業推進機構の業務の特例(第十七条の六十)

三)  
第十七条の五十六)に、「第十三節を第十六節  
の五十九)」

に、「第十七条の三十九―第十七条の四十一」を  
「第十七条の六十一―第十七条の六十三」に、「第  
十四節を第十七節」に、「第四十一条を第四十  
二条に改める。

第五条第四項第四号中「第十五号を第十八号」  
に改め、同項第十五号を同項第十八号とし、同項  
第十四号中「第十七条の四十一」を「第十七条の六  
十三」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第  
十三号中「第十七条の四十」を「第十七条の六十二  
に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号  
中「第十七条の三十九」を「第十七条の六十一」に改  
め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号を同  
項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 地方公共団体が所有し、又は管理する土  
地又は施設の有効活用を図る事業であつて、  
民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用  
することにより効率的かつ効果的に実施され  
るもの(民間資金等の活用による公共施設等  
の整備等の促進に関する法律(平成十一年法  
律第十七号)第二条第二項に規定する公共  
施設等の整備等(当該地方公共団体の長が管  
理者となる同条第一項に規定する公共施設等

地域再生法の一部を改正する法律案

に係るものに限る。)を伴うものに限る。)のう  
ち、地域における就業の機会の創出、経済基  
盤の強化又は生活環境の整備に資するもの  
(第十七条の六十第一項において「民間資金等  
活用公共施設等整備事業」という。)に関する  
事項

第五条第四項第十号の次に次の二号を加える。

十一 地域住宅団地再生区域(自然的経済的社  
会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成  
していると認められる、住宅の需要に応ずる  
ため一体的に開発された相当数の住宅の存す  
る一団の土地及びその周辺の区域であつて、  
当該区域における人口の減少又は少子高齢化  
の進展に対応した都市機能の維持又は増進及  
び良好な居住環境の確保(以下「住宅団地再  
生」という。)を図ることが適当と認められる  
区域をいう。以下同じ。)において、当該区域  
の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るた  
めに行う事業であつて、地域における就業の  
機会の創出又は生活環境の整備に資するもの  
(以下「地域住宅団地再生事業」という。)に關  
する事項

十二 農村地域等移住促進区域(人口の減少に  
より、その活力の維持に支障を生じ、又は生  
ずるおそれがあると認められる農村地域その  
他の農地耕作(農地法(昭和二十七年法律第  
二百二十九号)第四十三条第一項の規定によ  
り耕作に該当するものとみなされる農作物の  
栽培を含む。以下この号において同じ。)の目  
的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採  
草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作  
又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧  
の目的に供されるものをいう。以下同じ。)を  
含む一定の区域であつて、当該区域に移住す  
る者を増加させることによりその活力の向上  
を図ることが必要と認められる区域をいう。

以下同じ。)において、当該農村地域等移住促  
進区域に移住する者(以下「農村地域等移住  
者」という。)に対して当該農村地域等移住促  
進区域内における既存の住宅の取得又は賃借  
(第十七条の五十四第三項第二号及び第十七  
条の五十五において「既存住宅の取得等」とい  
う。)及び農地又は採草放牧地についての同法  
第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援  
することにより当該農村地域等移住促進区域  
への移住の促進を図るために行う事業であつ  
て、地域における就業の機会の創出又は経済  
基盤の強化に資するもの(第十七条の五十四  
第一項及び第三項において「既存住宅活用農  
村地域等移住促進事業」という。)に関する事  
項

第五条第十項中「第四項第十二号」を「第四項第  
十五号」に改める。

第十七条の七第十三項中「(以下「認定地域来訪  
者等利便増進活動計画」という。)を削る。

第十七条の八第一項中「認定地域来訪者等利便  
増進活動計画(前条第十三項)を前条第八項の認  
定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画(同条  
第十三項)に、「同じ」を「認定地域来訪者等利便  
増進活動計画」という)に改める。

第十七条の十七第二項中「(以下「はを」(第十  
七条の五十四第五項において単に「農業委員会を  
置かない市町村」という)にあつては)に、「第十  
七条の三十六第二項を第十七条の五十四第二項  
及び第十七条の五十七第二項」に改め、同条第五  
項中「耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二  
十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該  
当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以  
下の項において同じ。)の目的に供される土地をい  
う。以下同じ。」「及び(農地以外の土地で、主と  
して耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜  
の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)」

を削り、「同法」を「農地法」に改める。

第十七条の二十四第三項第二号中「この号にお  
いて」を削り、同条第四項第三号中第六項及び第  
十七条の三十三第三項において「を以下」に改  
め、同項第四号中「第十項及び第十七条の三十三  
第二項において」を「以下」に改め、同項第五号中  
「第十一項及び第十七条の三十三第三項において」  
を「以下」に改め、同項第六号中「第十四項及び第  
十七条の三十三第四項において」を「以下」に改  
め、同条第六項中「含む」の下に「第十七条の三  
十六第十一項において同じ」を加え、同条第七項  
中「前項」を「前項」に改め、「この条において」を  
削り、同条第十項中「含む」の下に「第十七条の  
三十六第十五項において同じ」を加え、同条第十  
一項中「含む」の下に「第十七条の三十六第十六  
項において同じ」を加え、同条第十四項中「含む」  
の下に「第十七条の三十六第十九項において同  
じ」を加え、同条第十五項中「ものに限る」の下に  
「第十七条の三十六第二十項において同じ」を加  
え、同条第十七項中「定めるもの」の下に「第十七  
条の三十六第二十一項において「市町村高齢者居  
住安定確保計画等」という)」を加える。

第十七条の三十二第一項中「(長)の下に」第  
十七条の四十第一項において同じ」を加える。  
第十七条の三十五第一項中「前項」を「前項」に  
改める。

第十八条中「第五条第四項第十五号」を「第五  
条第四項第十八号」に改める。

第五章第十四節を同章第十七節とする。

第十七条の四十一中「第五条第四項第十四号」を  
「第五条第四項第十七号」に改め、第五章第十三節  
中同条を第十七条の六十三とする。

第十七条の四十中「第五条第四項第十三号」を  
「第五条第四項第十六号」に改め、同条を第十七  
条の六十二とする。

第十七条の三十九中「第五条第四項第十二号」を

「第五十四条第四項第十五号」に改め、同条を第十七条の六十一とする。

第五章第十三節を同章第十六節とする。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第一項」を「第十七条の五十七第一項」に改め、第五章第十二節中同条を第十七条の五十九とする。

第十七条の三十七第一項中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の五十八とする。

第十七条の三十六第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の五十七とする。

第五章第十二節を同章第十四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十五節 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

第十七条の六十 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十二条第一項第一号から第十一号までに掲げる業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じ、次に掲げる業務を営むことができる。

一 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣

二 当該認定地方公共団体に対する助言

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務が営まれる場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第三十七条第一項第六号中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第五十二条第一項第十二号中「前

各号」とあるのは「前各号及び地域再生法第十七条の六十第一項各号」と、同法第六十二条及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は地域再生法」と、同法第六十六条中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第九十二条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項(地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第九十三条第八号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項(地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第五章第十一節の次に次の二節を加える。

第十二節 地域住宅団地再生事業計画の作成等

作成等

(地域住宅団地再生事業計画の作成)

第十七条の三十六 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業の実施に関する計画(以下「地域住宅団地再生事業計画」という。)を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針

二 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

六 地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、地域住宅団地再生事業の実施のために必要な事項

4 地域住宅団地再生事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住宅団地再生建築物整備事業(都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次条において同じ。)に関する次に掲げる事項

ロ 当該事業の内容

ハ 当該事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針(イに掲げる区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十四項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反しないものに限る。)

二 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業(建築基準法第四十九条第二項の規定に基づき同法第四十八条第一項から第四項までの規定による制限を緩和することにより、特別用途地区(都市計画法第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。ハにおいて同じ。)内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業を実施する区域

ロ 当該事業の内容

ハ 当該事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づき同法第四十九条第二項の規定に基づき同法第四十九条第二項の規定による制限の緩和の内容

三 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う地区計画等住宅団地再生建築物整備事業(建築基準法第六十八条の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第四項までの規定による制限を緩和することにより、地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいい、同法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画を除く。ハにおいて同じ。)の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業を実施する区域

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ロ 当該事業の内容</p> <p>ハ 当該事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第六十八条の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第四項までの規定による制限の緩和の内容</p> <p>四 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う都市計画住宅団地再生建築物等整備事業(市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。第十七条の三十九において同じ。)に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業を実施する区域</p> <p>ロ 当該事業の内容</p> <p>ハ 当該事業に係る都市計画に定めるべき事項</p>                                                             | <p>八 地域住宅団地再生区域において行われる介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業を行う事業所の所在地</p> <p>ハ 介護予防サービスの種類</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業を行う事業所の所在地</p> <p>ハ 地域密着型介護予防サービスの種類</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>十 地域住宅団地再生区域において行われる第一号事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業を行う事業所の所在地</p> <p>ハ 第一号事業の種類</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項</p> | <p>住宅団地再生貨物運送共同化事業(第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第三号において同じ。)、第二種貨物利用運送事業(同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第四号及び第四項において同じ。))又は一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第五号において同じ。))を営営し、又は経営しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送(これに付随する業務を含む。)の共同化を行う事業であつて、住宅団地再生に資するものをいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業の内容</p> | <p>8 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該認定市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該認定市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。以下この項において同じ。)に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、同号八に掲げる事項について、当該市町村都市計画審議会に付議し、その議を経なければならない。</p> <p>9 認定市町村である町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号八に掲げる事項(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画の決定又は変更に係るものに限る。)について、都道府県知事の同意を得なければならない。</p> <p>10 地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法(第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))を除く。その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。</p> |
| <p>五 地域住宅団地再生区域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該有料老人ホームの所在地</p> <p>ハ その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>六 地域住宅団地再生区域において行われる居宅サービス事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業を行う事業所の所在地</p> <p>ハ 居宅サービスの種類</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>七 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型サービス事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業を行う事業所の所在地</p> <p>ハ 地域密着型サービスの種類</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項</p> | <p>十一 地域住宅団地再生区域において行われる住宅団地再生道路運送利便増進事業(その全部又は一部の区間が地域住宅団地再生区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。第十七条の四十四第三項第三号において同じ。))又は特定旅客自動車運送事業(同法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業をいう。同項第三号において同じ。))を営営し、又は経営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、住宅団地再生に資するものをいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該事業の実施主体</p> <p>ロ 当該事業の内容</p> <p>十二 地域住宅団地再生区域において行われる</p>                                                                | <p>5 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に前項第一号から第三号までに掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通大臣の同意を得なければならない。</p> <p>6 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、同号八に掲げる事項の案を、当該地域住宅団地再生事業計画に当該事項を記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による公告があつたときは、認定市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、認定市町村に、意見書を提出することができる。</p>                          | <p>11 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第一項において同じ。)を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項の規定により同</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |

法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

12 都道府県知事は、第四項第六号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において、前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

13 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第十一項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

14 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十一項の同意に関し、都道府県知事に對し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができ

る。

15 認定市町村は、第四項第七号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、

地域住宅団地再生事業計画に記載することができ

るものとする。

16 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第五十三条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

17 都道府県知事は、介護保険法第一百五十五条の二第四項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、前項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

18 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十六項の同意に関し、都道府県知事に對し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができ

る。

19 認定市町村は、第四項第九号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第四項において同じ。）に

ついては、当該事項が同法第一百五十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができ

るものとする。

20 認定市町村は、第四項第十号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の第一号事業を行う場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の指定を受けていないときに限る。第十七条の四十一第五項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十五条の四十五の三第二項の規定により同法第一百五十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合

に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができ

るものとする。

21 地域住宅団地再生事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び市町村高齢者居住安定確保計画等との調和が保たれたものでなければならない。

（特別用途地区等に係る承認の特例）  
第十七条の三十八 次の各号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が第十七条の三十六第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画を作成した認定市町村に対する当該各号に定める承認があつたものとみなす。

22 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

一 第十七条の三十六第四項第二号に掲げる事項 建築基準法第四十九条第二項の承認  
二 第十七条の三十六第四項第三号に掲げる事項 建築基準法第六十八条の二第五項の承認  
（都市計画の決定等の特例）  
第十七条の三十九 第十七条の三十六第四項第四号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同法第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域

23 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域住宅団地再生事業計画の変更について準用する。

（建築物の建築等の許可の特例）  
第十七条の三十七 前条第四項第一号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同法第二十二項（同法第二十三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に

係る住宅団地再生建築物整備事業を実施する区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八條第一項ただし書中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第二十二項（同法第二十三項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に定められた同条第四項第一号ハに規定する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、「認め」とあるのは「認めて許可した場合」とする。

住宅団地再生事業計画に記載された都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の四十 第十七条の三十六第四項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村の長を経由してすることができ。

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の四十一 第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長か

ら介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合の読替え) 第十七条の四十二 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定の適用については、同条第十一項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の四十一第一項において同じ。」を記載しようとするとき

は、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は「とあるのは、次項及び第十七条の四十一第一項において同じ。」については「と、」と「は、同意をするものとする」とあるのは「場合により、地域住宅団地再生事業計画に記載することのできるものとする。この場合において、当該認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第十二項中「都道府県知事は、第四項第六号ハ」とあるのは「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項同号ハ」と、「において、前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第十三項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十四項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と、同条第十六項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合により、地域住宅団地再生事業計画に記載することができる」と、同条第十七項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十八項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」とする。

(住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施)

第十七条の四十三 地域住宅団地再生事業計画が記載されている場合には、当該事項に係る実施主体は、単独で又は共同して、当該地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施するための計画(以下「住宅団地再生道路運送利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施するものとする。

2 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施する区域

二 住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容

三 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施予定期間

四 住宅団地再生道路運送利便増進事業の資金計画

五 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施による住宅団地再生の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

3 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。

4 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更について準用する。

(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定) 第十七条の四十四 住宅団地再生道路運送利便増

|                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>進事業の実施主体は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p>                     | <p>ときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定市町村に通知するものとする。</p>                                                                                                                                  | <p>増進実施計画に記載された住宅団地再生道路運送利便増進事業のうち、道路運送法第四条第一項若しくは第四十三条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>(住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施)</p> <p>第十七条の四十六 地域住宅団地再生事業計画に第十七条の三十六第四項第十二号に掲げる事項が記載されている場合には、当該事項に係る実施主体(以下「共同事業者」という。)は、共同して、当該地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施するための計画(以下「住宅団地再生貨物運送共同化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施するものとする。</p> | <p>七 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。</p> <p>(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定)</p> <p>第十七条の四十七 共同事業者は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> |
| <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が地域住宅団地再生事業計画に照らして適切なものであること。</p>                                                            | <p>6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた住宅団地再生道路運送利便増進実施計画(第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第十七条の五十一において「認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に従つて住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> | <p>2 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施する区域</p> <p>二 住宅団地再生貨物運送共同化事業の内容</p> <p>三 住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施予定期間</p> <p>四 住宅団地再生貨物運送共同化事業の資金計画</p> <p>五 住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施による住宅団地再生の効果</p> <p>六 住宅団地再生貨物運送共同化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の運輸</p>                                                                                                                                                                                  | <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事項が地域住宅団地再生事業計画に照らして適切なものであること。</p> <p>二 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生貨物運送共同化事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>三 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事</p>                                               |
| <p>二 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>三 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十三条第三項各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当しないこと。</p> | <p>9 第三項の認定(第六項の変更の認定を含む。次条において同じ。)に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(道路運送法の特例)</p> <p>第十七条の四十五 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体がその住宅団地再生道路運送利便増進実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生道路運送利便</p>                                                                                                                                                                                            | <p>増進事業の実施主体は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>七 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。</p> <p>(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定)</p> <p>第十七条の四十七 共同事業者は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> |
| <p>4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとする</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>二 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十三条第三項各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当しないこと。</p>                                  | <p>増進事業の実施主体は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>七 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。</p> <p>(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定)</p> <p>第十七条の四十七 共同事業者は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> |
| <p>国土交通大臣は、前項の認定をしようとする</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>二 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十三条第三項各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当しないこと。</p>                                  | <p>増進事業の実施主体は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>七 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。</p> <p>(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定)</p> <p>第十七条の四十七 共同事業者は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> |
| <p>国土交通大臣は、前項の認定をしようとする</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>二 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十三条第三項各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当しないこと。</p>                                  | <p>増進事業の実施主体は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>七 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。</p> <p>(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定)</p> <p>第十七条の四十七 共同事業者は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>業に該当するものについては、当該事業の実施主体が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>四 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(外国人国際第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。))を除く。)に該当するものについては、当該事業の実施主体が同法第二十二各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第二十三各号に掲げる基準に適合するものであること。</p>                                                                                                                                                                        | <p>六 第三項の認定を受けた者(以下「認定共同事業者」という。)は、当該認定を受けた住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>七 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>八 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた住宅団地再生貨物運送共同化実施計画(第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定共同事業者が認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。</p> <p>第十七条の四十九 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p>                                            | <p>条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十七条の五十一 国土交通大臣は、認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された住宅団地再生道路運送利便増進事業又は認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施主体に対し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(独立行政法人都市再生機構の行う地域住宅団地再生事業計画の作成等に必要の調査等の業務)</p> <p>第十七条の五十二 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、認定市町村が認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業を行う場合において、当該認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であつて、第十七条の三十六第三項第二号に規定する施設又は同項第三号に規定する高齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十七条の五十三 この節に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。</p> <p>第十三節 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等</p> <p>第十七条の五十四 認定市町村は、協議会における</p> |
| <p>五 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の実施主体が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>四 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送(貨物利用運送事業法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。)に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。</p> <p>五 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定市町村に通知するものとする。</p> | <p>九 第三項の認定第六項の変更の認定を含む。以下同じ。)に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(貨物利用運送事業法の特例)</p> <p>第十七条の四十八 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>二 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。)が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同項において準用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。</p> <p>(貨物自動車運送事業法の特例)</p> <p>第十七条の五十 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九</p> | <p>二 認定共同事業者たる第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。)が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従つて同項において準用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。</p> <p>(貨物自動車運送事業法の特例)</p> <p>第十七条の五十 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九</p> | <p>条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十七条の五十一 国土交通大臣は、認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された住宅団地再生道路運送利便増進事業又は認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施主体に対し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(独立行政法人都市再生機構の行う地域住宅団地再生事業計画の作成等に必要の調査等の業務)</p> <p>第十七条の五十二 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、認定市町村が認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業を行う場合において、当該認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であつて、第十七条の三十六第三項第二号に規定する施設又は同項第三号に規定する高齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十七条の五十三 この節に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。</p> <p>第十三節 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等</p> <p>第十七条の五十四 認定市町村は、協議会における</p> |

る協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施に関する計画(以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という)を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、農業委員会その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画には、農村地域等移住促進区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 農村地域等移住促進区域への移住の促進の方向性その他の既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する基本的な方針

二 農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等に必要となる情報の提供又は費用の補助その他の農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地(次項及び第十七条の五十六において「付随農地等」という。)についての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 前号に掲げるもののほか、農村地域等移住者のうち就農を希望する者に対する農業の技術に関する助言、研修又は情報の提供その他の農村地域等移住者の就業の促進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、既存住宅活用

農村地域等移住促進事業の実施のために必要な事項

4 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、農地法第三条第二項第五号に規定する面積の特例を定めることにより農村地域等移住者による付随農地等についての同条第一項本文に掲げる権利の取得を特に促進する必要がある区域(以下「特定区域」という。)及び当該特定区域における付随農地等について同号に規定する面積に代えて適用すべき特別の面積(次項及び第十七条の五十六において「特例面積」という。)を記載することができる。

5 認定市町村(農業委員会を置かない市町村を除く)は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に特定区域及び特例面積を記載しようとするときは、当該特定区域及び特例面積について、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の同意を得なければならない。この場合において、農業委員会は、当該特定区域及び特例面積が、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の利用の状況を勘案して農村地域等移住者のうち就農を希望する者を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

6 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

7 認定市町村は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

8 第一項、第二項及び前三項の規定は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の変更について準用する。

(都市計画法等による処分についての配慮)  
第十七条の五十五 国の行政機関の長又は都道府県知事は、前条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により公表された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(農地等の権利移動の許可の特例)  
第十七条の五十六 特定区域及び特例面積が記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画が第十七条の五十四第七項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、農村地域等移住者が当該特定区域内の付随農地等について農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合における同条の規定の適用については、同条第二項第五号中「北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)」とあるのは、「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十四第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)」の規定により公表された同条第一項に規定する既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された同条第四項に規定する特例面積」とする。

第四十一条とする。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第四十条 第十七条の五十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画(この法律による改正後の地域再生法(以下この条において「新法」という。))第七條第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)  
第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第二百二十五号)中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条を「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の四十五(道路運送法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条」に改め、「又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定」を、「当該事業計画の変更の認可」と」の下に「地域再生法第十七条の四十五又は」を加え、「における同法」を「における地域再生法第

三

令和元年十二月二日 参議院會議録第九号 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

十七条の四十四第三項の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律に改め、「道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と」の下に、「地域再生法第十七条の五十(貨物自動車運送事業の特例)を、「一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を加え、同表第三十九号中「第四項(貨物利用運送事業の特例)の下に、「地域再生法第十七条の四十八第一項(貨物利用運送事業の特例)を、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定の下に、「地域再生法第十七条の四十七第三項(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を、「みなし」の下に、「地域再生法第十七条の四十九第一項(貨物利用運送事業の特例)を、「認可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を加える。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)  
第四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十二に規定する業務を行うこと。

審査報告書

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月二十九日

地方創生及び消費者問題に関する特別委員長 佐藤 信秋  
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法(昭和二十八年法律第六号)の特例措置及び地方公共団体による特定市街地調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の特例措置を追加しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月二十一日

衆議院議長 大島 理森  
参議院議長 山東 昭子殿

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十三条、第二十四条、

第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条を「及び第二十三条から第三十三条まで」に改める。

第七条第一項中「第三十二条」を「第三十一条に改める。

第二十五条から第二十七条までを削る。

第二十八条の前の見出しを削り、同条第一項中「その他酒類」の下に「(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。))」を加え、「別表第十八号」を「別表第十五号」に、「同表第十八号」を「同表第十五号」に改め、「(昭和二十八年法律第六号)を削り、「及び次条」を「から第二十七条まで」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に、「第二十八条第一項第二号」を「第二十五条第一項第二号」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(酒税法の特例)」を付する。

第二十八条の二第二項中「別表第十八号の二を「別表第十六号」に、「同表第十八号の二を「同表第十六号」に改め、同条第二項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に、「第二十八条の二第二項第二号」を「第二十六条第一項第二号」に、「第二十八条の二第三項第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「第二十八条の二第四項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒(同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。)の製造免許を受けた者(以下この項及び同号において「清酒製造者」という。)が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設

(以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。)において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画(第六号第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定められた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者(以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。)が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場(同法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十七条の六第八項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第八十一条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項において「既存の製造場」という。)の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所(当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設(第七項第三号において「認定計画特定施設」という。)内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。)については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取扱い上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と

認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この条において「主製造場」という。）と同項の規定の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この条において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第三条第二十四号に規定する酒母をいう。第七項第四号及び第八項において同じ。）又は酒母（同条第二十五号に規定する酒母をいう。第七項第四号及び第八項において同じ。）を移動しようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。

4 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第五十三条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。

5 第一項の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九條第一項、第十四條第一項及び第二項並びに第八十六條の五の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。

6 税務署長は、第一項の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

7 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日に、第一項の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。

九。第九項において同じ。）は、第一号から第五号までに掲げる場合（第四号に掲げる場合にあっては、同号に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（第五号にあっては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。

一 第九條第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日

二 第一項の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（前号に該当する場合を除く。） 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日

三 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合（第一号に該当する場合を除く。） 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日

四 第一項の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第七條第一項又は第八條の規定により酒類又は酒母若しくは酒母の製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日

五 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日

六 酒税法第七條第四項の規定により第一項の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。次項第一号において同じ。）が経過した場合 当該期限が経過した日の前日

七 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第十二條の規定により取り消され、又は同法第十七條第一項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日

八 第一項の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日

九 第一項の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日

十 酒税法第十六條第一項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日

消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日

8 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくは酒母（以下この項において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他の酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又は酒母若しくは酒母の製造（酒税法第三條第三十九号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この項において同じ。）とみなし、酒母又は酒母の製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

一 前項の規定により第一項の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第七條第一項ただし書又は第八條ただし書の規定の適用を受けたものを含む。次号において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（第三号に該当する場合を除く。）ただし、次項の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（前項第六号又は第七号に該当する場合にあっては、同項第六号の期限の経過又は同法第十七條第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第二十條第一項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。

二 第六項の規定により第一項の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（次号に該当する場合を除く。）

三 第六項の規定により第一項の承認が取り消された者又は酒税法第十二條の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が次項の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。

六 第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあっては酒税法第二十條第一項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第十九條第二項又は第二十條第一項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下この項において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を第一項の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この条（第二項、第六項及び第七項を除く。）の規定を適用する。

10 第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

| 酒税法                                                                            |             |                                                                                                |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第六条の三第一項ただし書                                                                   | 第四号の場合において、 | 第二号及び第三号の場合において構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十七条第八項の規定の適用を受けた当該酒類等並びに第四号の場合において同項の規定の適用を受けた当該酒類等及び |  |
| 第二十八条第一項第四号                                                                    | 製造場の        | 製造場(当該製造場が体験製造場(構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場をいう。以下同じ。))の         |  |
| 第二十八条第七項、第二十八条の二第二項、第二十八条の三第二項及び第三十条の二第三項                                      | 場所の         | 場所(当該場所が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の                                                           |  |
| 第二十八条の二第一項第二号、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の四第二項、第四十四条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第二項並びに第五十条の二第二項 | 製造場の所在地     | 製造場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の所在地                                                      |  |
| 第三十条第五項                                                                        | 場所の         | 場所(当該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場)の                                                          |  |
| 第三十条の二第二項                                                                      | (第六条の三第五項   | (第六条の三第五項又は構造改革特別区域法第二十七条第八項後段                                                                 |  |

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の三第一項中「別表第十八号の三を「別表第十八号」に改め、同条第二項中「第二十八条の三第十項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第四項中「第二十八条の三第五項」を「第二十八条第五項」に改め、同条第十三項中「第二十八条の三第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「別表第二十二号」を「別表

| 租税特別措置法 | 第八十七条の六第七項 | 製造場の  | 第六条の三第一項 | 第六条の三第一項又は同法第二十七条第八項前段                                                                                                                                 |
|---------|------------|-------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 第三十条の二第二項  | 又は第三号 | 第六条の三第五項 | 第六条の三第五項又は同法第二十七条第八項後段                                                                                                                                 |
|         | 第五十条第一項    | その製造場 |          | 若しくは第三号又は構造改革特別区域法第二十七条第八号各                                                                                                                            |
|         |            |       |          | その製造場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)                                                                                                                |
|         |            |       |          | 製造場(当該製造場が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項において同じ。)であるとき、又は次項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る同条第三項に規定する主製造場)の |

第二十一条に改め、同条第二項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都市計画法の特例)

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。)であつて、次に掲げる特性を有することにより、市街化区域(同項に規定する市街化区域をいう。以下この条において同じ。)に編入された場合には建築物の建

築又はその敷地の造成(第二号において「建築物の建築等」という。)が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの(以下この条及び別表第二十二号において「特定市街化調整区域」という。)において、当該特定市街化調整区域をその施行地区(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第四項に規定する施行地区をいう。同表第二十二号において同じ。)に含む土地区画整理事業(同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、同法第三条第四項の規定により施行するものに限り。以下この条及び同号において同じ。)を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市

街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において」とあるのは、「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十二条の認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定められた土地区画整理事業は」とする。

一 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。

二 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

附則第三条及び第四条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

別表第十五号から第十八号までを次のように改める。

|    |                    |       |
|----|--------------------|-------|
| 十五 | 特定農業者による特定酒類の製造事業  | 第二十五条 |
| 十六 | 特産酒類の製造事業          | 第二十六条 |
| 十七 | 清酒製造者による清酒の製造体験事業  | 第二十七条 |
| 十八 | 民間事業者による公社管理道路運営事業 | 第二十八条 |

別表第十八号の二及び第十八号の三を削る。

別表第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

|     |                                      |       |
|-----|--------------------------------------|-------|
| 二十一 | 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業          | 第三十一条 |
| 二十二 | 地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業 | 第三十二条 |

令和元年十二月二日 参議院会議録第九号 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項の改正規定、第七条第一項の改正規定、第三十一条を削る改正規定、第三十二条の改正規定、同条を第三十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条及び第四条の改正規定並びに別表第二十一号及び第二十二号の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条中国国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十条第三項の表の改正規定(同表第三十二条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改める部分及び同項の次に次のように加える部分に限る。) 公布の日

二 附則第三条の規定 令和二年十月一日

(新法第二条第三項の規定の適用に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の構造改革特別区域法(次条において「新法」という。)第二条第三項の規定の適用については、同項中「及び第二十三条」とあるのは、「、第二十三条、第二十四条及び第二十八条」とする。

(酒税法の特例に係る経過措置)

第三条 新法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十九条第十二項(同条第十九項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同法附則第三十九条第十二項中「製造場の」とあるのは、「製造場(当該製造場が構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十七条第三項に規定する体験製造場である場合にあつては、当該体験製造場に係る同項に規定する主製造場)の」とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第四条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第二十八条第四項の項中「第二十八条第四項」を「第二十五条第四項に、別表第十八号」を「別表第十五号」に改め、同表第二十八条の二第一項第一号及び第二号の項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同表第二十八条の二第二項の項中「第二十八条の二第四項」を「第二十六条第四項に、別表第十八号の二」を「別表第十六号」に改め、同表第三十二条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十二条

地方公共団体が自ら

国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体が自ら

(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第五条 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六十九条のうち構造改革特別区域法第二十八条の二第二項の改正規定中「第二十八条の二第二項を「第二十六条第一項」に改める。」(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う調整規定)

第六条 この法律の施行の日が漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

## 投票者氏名

日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案  
(第百九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

## 賛成者氏名

## 二三名

|        |        |
|--------|--------|
| 足立 敏之君 | 阿達 雅志君 |
| 青木 一彦君 | 青山 繁晴君 |
| 赤池 誠章君 | 朝日健太郎君 |
| 有村 治子君 | 石井 準一君 |
| 石井 浩郎君 | 石井 正弘君 |
| 石田 昌宏君 | 磯崎 仁彦君 |
| 猪口 邦子君 | 今井絵理子君 |
| 岩井 茂樹君 | 岩本 剛人君 |
| 宇都 隆史君 | 上野 通子君 |
| 江島 潔君  | 衛藤 晟一君 |
| 小川 克巳君 | 小野田紀美君 |
| 尾辻 秀久君 | 大家 敏志君 |
| 大野 泰正君 | 太田 房江君 |
| 岡田 直樹君 | 岡田 広君  |
| 加田 裕之君 | 片山さつき君 |
| 金子原二郎君 | 北村 経夫君 |

|        |         |
|--------|---------|
| こやり隆史君 | 古賀友一郎君  |
| 上月 良祐君 | 佐藤 啓君   |
| 佐藤 信秋君 | 佐藤 正久君  |
| 酒井 庸行君 | 清水 真人君  |
| 自見はなこ君 | 島村 大君   |
| 進藤金日子君 | 末松 信介君  |
| 世耕 弘成君 | 関口 昌一君  |
| そのだ修光君 | 高階恵美子君  |
| 高野光二郎君 | 高橋 克法君  |
| 高橋はるみ君 | 滝沢 求君   |
| 滝波 宏文君 | 柘植 芳文君  |
| 鶴保 庸介君 | 堂故 茂君   |
| 徳茂 雅之君 | 豊田 俊郎君  |
| 中川 雅治君 | 中西 健治君  |
| 中西 哲君  | 中西 祐介君  |
| 長峯 誠君  | 二之湯 智君  |
| 西田 昌司君 | 野上浩太郎君  |
| 野村 哲郎君 | 羽生田 俊君  |
| 長谷川 岳君 | 馬場 成志君  |
| 橋本 聖子君 | 林 芳正君   |
| 福岡 資麿君 | 藤井 基之君  |
| 藤川 政人君 | 藤木 眞也君  |
| 藤末 健三君 | 古川 俊治君  |
| 堀井 巖君  | 本田 顕子君  |
| 舞立 昇治君 | 牧野たかお君  |
| 松川 るい君 | 松下 新平君  |
| 松村 祥史君 | 松山 政司君  |
| 丸川 珠代君 | 三浦 靖君   |
| 三木 亨君  | 三原じゅん子君 |
| 三宅 伸吾君 | 水落 敏栄君  |
| 宮崎 雅夫君 | 宮沢 洋一君  |
| 宮島 喜文君 | 宮本 周司君  |
| 元榮太一郎君 | 森 まさこ君  |
| 森屋 宏君  | 山下 雄平君  |
| 山田 修路君 | 山田 太郎君  |
| 山田 俊男君 | 山田 宏君   |

|        |        |
|--------|--------|
| 山谷えり子君 | 山本 順三君 |
| 吉川ゆうみ君 | 和田 政宗君 |
| 渡辺 猛之君 | 足立 信也君 |
| 青木 愛君  | 有田 芳生君 |
| 伊藤 孝恵君 | 石垣のりこ君 |
| 石川 大我君 | 石橋 通宏君 |
| 磯崎 哲史君 | 江崎 孝君  |
| 小沢 雅仁君 | 小沼 巧君  |
| 大塚 耕平君 | 勝部 賢志君 |
| 川合 孝典君 | 川田 龍平君 |
| 木戸口英司君 | 岸 真紀子君 |
| 熊谷 裕人君 | 郡司 彰君  |
| 小西 洋之君 | 小林 正夫君 |
| 古賀 之士君 | 斎藤 嘉隆君 |
| 櫻井 充君  | 塩村あやか君 |
| 芝 博一君  | 榑葉賀津也君 |
| 須藤 元気君 | 杉尾 秀哉君 |
| 田島麻衣子君 | 田名部匡代君 |
| 田村 まみ君 | 徳永 エリ君 |
| 那谷屋正義君 | 長浜 博行君 |
| 難波 奨二君 | 野田 国義君 |
| 羽田雄一郎君 | 芳賀 道也君 |
| 白 眞勲君  | 鉢呂 吉雄君 |
| 浜口 誠君  | 浜野 喜史君 |
| 福島みずほ君 | 福山 哲郎君 |
| 舟山 康江君 | 真山 勇一君 |
| 牧山ひろえ君 | 増子 輝彦君 |
| 水岡 俊一君 | 宮沢 由佳君 |
| 森 ゆうこ君 | 森本 真治君 |
| 森屋 隆君  | 矢田わか子君 |
| 柳田 稔君  | 横沢 高德君 |
| 吉川 沙織君 | 吉田 忠智君 |
| 蓮 舫君   | 秋野 公造君 |
| 伊藤 孝江君 | 石川 博崇君 |
| 河野 義博君 | 熊野 正士君 |

## 反対者氏名

## 一四名

|         |        |
|---------|--------|
| 佐々木さやか君 | 里見 隆治君 |
| 塩田 博昭君  | 下野 六太君 |
| 杉 久武君   | 高橋 光男君 |
| 竹内 真二君  | 竹谷とし子君 |
| 谷合 正明君  | 新妻 秀規君 |
| 西田 実仁君  | 浜田 昌良君 |
| 平木 大作君  | 三浦 信祐君 |
| 宮崎 勝君   | 矢倉 克夫君 |
| 安江 伸夫君  | 山口那津男君 |
| 山本 香苗君  | 山本 博司君 |
| 横山 信一君  | 若松 謙維君 |
| 浅田 均君   | 東 徹君   |
| 石井 章君   | 石井 苗子君 |
| 梅村 聡君   | 梅村みずほ君 |
| 音喜多 駿君  | 片山 大介君 |
| 片山虎之助君  | 清水 貴之君 |
| 柴田 巧君   | 鈴木 宗男君 |
| 高木かおり君  | 松沢 成文君 |
| 室井 邦彦君  | 柳ヶ瀬裕文君 |
| 伊波 洋一君  | 高良 鉄美君 |
| 嘉田由紀子君  | ながえ孝子君 |
| 浜田 聡君   | 渡辺 喜美君 |
| 安達 澄君   | 上田 清司君 |
| 小川 敏夫君  | 寺田 静君  |
| 平山佐知子君  |        |

|        |        |
|--------|--------|
| 井上 哲士君 | 伊藤 岳君  |
| 市田 忠義君 | 岩渕 友君  |
| 紙 智子君  | 吉良よし子君 |
| 倉林 明子君 | 小池 晃君  |
| 田村 智子君 | 大門実紀史君 |
| 武田 良介君 | 山下 芳生君 |
| 山添 拓君  | 船後 靖彦君 |

日程第三 構造改革特別区域法の一部を改正する  
法律案(内閣提出、衆議院送付)  
賛成者氏名

二二四名

足立 敏之君 阿達 雅志君  
青木 一彦君 青山 繁晴君  
赤池 誠章君 朝日健太郎君  
有村 治子君 石井 準一君  
石井 浩郎君 石井 正弘君  
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君  
猪口 邦子君 今井絵理子君  
岩井 茂樹君 岩本 剛人君  
宇都 隆史君 上野 通子君  
江島 潔君 衛藤 晟一君  
小川 克巳君 小野田紀美君  
尾辻 秀久君 大家 敏志君  
大野 泰正君 太田 房江君  
岡田 直樹君 岡田 広君  
加田 裕之君 片山さつき君  
金子原二郎君 北村 経夫君  
こやり隆史君 古賀友一郎君  
上月 良祐君 佐藤 啓君  
佐藤 信秋君 佐藤 正久君  
酒井 庸行君 清水 真人君  
自見はなこ君 島村 大君  
進藤金日子君 末松 信介君  
世耕 弘成君 関口 昌一君  
そのだ修光君 高階恵美子君  
高野光二郎君 高橋 克法君  
高橋はるみ君 滝沢 求君  
滝波 宏文君 柘植 芳文君  
鶴保 庸介君 堂故 茂君  
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君  
中川 雅治君 中西 健治君  
中西 哲君 中西 祐介君  
長峯 誠君 二之湯 智君

西田 昌司君 野上浩太郎君  
野村 哲郎君 羽生田 俊君  
長谷川 岳君 馬場 成志君  
橋本 聖子君 林 芳正君  
福岡 資麿君 藤井 基之君  
藤川 政人君 藤木 眞也君  
藤末 健三君 古川 俊治君  
堀井 巖君 本田 顕子君  
舞立 昇治君 牧野たかお君  
松川 るい君 松下 新平君  
松村 祥史君 松山 政司君  
丸川 珠代君 三浦 靖君  
三木 亨君 三原じゅん子君  
三宅 伸吾君 水落 敏榮君  
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君  
宮島 喜文君 宮本 周司君  
元榮太一郎君 森 まさこ君  
森屋 宏君 山下 雄平君  
山田 修路君 山田 太郎君  
山田 俊男君 山田 宏君  
山谷えり子君 山本 順三君  
吉川ゆうみ君 和田 政宗君  
渡辺 猛之君 足立 信也君  
青木 愛君 有田 芳生君  
伊藤 孝恵君 石垣のりこ君  
石川 大我君 石橋 通宏君  
磯崎 哲史君 江崎 孝君  
小沢 雅仁君 小沼 巧君  
大塚 耕平君 勝部 賢志君  
川合 孝典君 川田 龍平君  
木戸口英司君 岸 眞紀子君  
熊谷 裕人君 郡司 彰君  
小西 洋之君 小林 正夫君  
古賀 之士君 斎藤 嘉隆君  
櫻井 充君 塩村あやか君

芝 博一君 榛葉賀津也君  
須藤 元氣君 杉尾 秀哉君  
田島麻衣子君 田名部匡代君  
田村 まみ君 徳永 エリ君  
那谷屋正義君 長浜 博行君  
難波 奨二君 野田 国義君  
羽田雄一郎君 芳賀 道也君  
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君  
浜口 誠君 浜野 喜史君  
福島みずほ君 福山 哲郎君  
舟山 康江君 真山 勇一君  
牧山ひろえ君 増子 輝彦君  
水岡 俊一君 宮沢 由佳君  
森 ゆうこ君 森本 真治君  
森屋 隆君 矢田わか子君  
柳田 稔君 横沢 高德君  
吉川 沙織君 吉田 忠智君  
蓮 訪君 秋野 公造君  
伊藤 孝江君 石川 博崇君  
河野 義博君 熊野 正士君  
佐々木さやか君 里見 隆治君  
塩田 博昭君 下野 六太君  
杉 久武君 高橋 光男君  
竹内 真二君 竹谷とし子君  
谷合 正明君 新妻 秀規君  
西田 実仁君 浜田 昌良君  
平木 大作君 三浦 信祐君  
宮崎 勝君 矢倉 克夫君  
安江 伸夫君 山口那津男君  
山本 香苗君 山本 博司君  
横山 信一君 若松 謙維君  
浅田 均君 東 徹君  
石井 章君 石井 苗子君  
梅村 聡君 梅村みずほ君  
音喜多 駿君 片山 大介君

反対者氏名

一三名

井上 哲士君 伊藤 岳君  
市田 忠義君 岩渕 友君  
紙 智子君 吉良よし子君  
倉林 明子君 小池 晃君  
田村 智子君 大門実紀史君  
武田 良介君 山下 芳生君  
山添 拓君

政党の発出した桜を見る会の案内文書に関する  
質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

令和元年十一月十九日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

政党の発出した桜を見る会の案内文書に関  
する質問主意書

平成三十一年一月三十一日、参議院自由民主党  
事務局総務部は、令和元年七月に改選を迎える予  
定の自由民主党所属の参議院議員(以下「平成三十  
一年改選議員」という。)に宛てて、平成三十一年

四月に開催される内閣主催による桜を見る会に、  
「一般の方(友人、知人、後援会等)を、四組まで  
ご招待いただけます」との告知文書(以下「本文書」  
という。)を发出した。

政府としての見解は、令和元年五月十三日、菅  
官房長官が衆議院決算行政監視委員会「桜を見  
る会は、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が各界  
において功績、功労のあつた方々を招き、日ごろ  
の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談される  
内閣の公的行事として開催をしているもの」と発  
言したとおりであると承知している。従つて、  
「一般の方」が特段の理由なく「内閣の公的行事」に  
招待されていたとすれば、政府としての見解との  
整合性を疑わざるを得ない。

右を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、本文書の存在を把握しているのか。  
また、平成三十一年改選議員一人あたり、最大  
四組の「一般の方」の推薦枠があつたことを承知  
しているのか。

二 政府は、本文書により平成三十一年改選議員  
の推薦した「一般の方」を、平成三十一年四月に  
開催された桜を見る会に招待したのか。

三 本文書の作成に関し、政府は、参議院自由民  
主党事務局と事前に調整を行っていたのか。調  
整を行っていたとすれば、政府内のどの部局が  
当該調整を担当したのか。

四 令和元年七月に参議院議員通常選挙が想定さ  
れていたことは公知の事実であり、その半年前  
に平成三十一年改選議員の推薦した「一般の方」  
が桜を見る会に参加できるよう、自由民主党が  
便宜供与を行ったことは、公職選挙法という選  
挙期間外の選挙運動あるいは買収等に相当し、  
違法ではないか。

右質問する。

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出政党の发出した桜を  
見る会の案内文書に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出政党の发出した  
桜を見る会の案内文書に関する質問に対す  
る答弁書

一及び二について

政府として、御指摘の文書の存在を把握する  
立場にないため、お答えすることは困難であ  
る。

三について

「本文書の作成に関し」及び「調整」の意味する  
ところが明らかではないため、お答えすること  
は困難である。

四について

お尋ねは、特定の政党の活動に関するもので  
あり、政府としてお答えする立場にない。な  
お、個別の事案が公職選挙法(昭和二十五年法  
律第百号)の規定に違反するか否かについて  
は、具体の事実在即して判断されるべきものと  
考える。

放送受信設備のない世帯に対してNHK訪問  
員が詐欺的手法で放送受信契約を結ばせてい  
ることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

令和元年十一月二十日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

放送受信設備のない世帯に対してNHK訪  
問員が詐欺的手法で放送受信契約を結ばせ  
ていることに関する質問主意書

令和元年五月二十二日の参議院消費者問題に關  
する特別委員会(以下「同委員会」という。)におい  
て、NHKの受信料に関して、消費生活センタ  
ーに多くの相談が寄せられていることが小野田紀美  
議員により指摘されている。同委員会での小野田  
議員の質疑及びこれに対する政府の答弁によれ  
ば、消費生活センターへ寄せられたNHKの受信  
料に関する相談件数は、平成二十八年度は八千四  
百七十二件、平成二十九年年度は一万六百四十  
一件、平成三十年年度は八千六十七件とのことであ  
る。

また、同委員会での小野田議員の指摘によれ  
ば、「よく分からないけど全員払わなきゃいけな  
いんだぞと言われてテレビ持っていないのに契約  
をさせられた」、つまり、放送受信設備がないに  
もかわらず、詐欺的手法で放送受信契約を結ば  
されている世帯があるとのことである。これを踏  
まえて以下質問をする。

一 放送受信設備がなく、今後も設置する予定の  
ない世帯は、放送受信契約を結ぶ必要はある  
か。

二 前記一の世帯に対して、NHK訪問員が何ら  
かの手法で放送受信契約を結ばせている場合が  
あることは事実か。

三 前記一の世帯に対して、NHK訪問員が放送  
受信契約を結ばせることは詐欺にあたり、道義  
的、倫理的に問題があると考えるが政府の見解  
は如何か。

四 前記二が事実であるとすれば、政府は何らか  
の対策を講じるべきと考えているのか否か、伺  
いたい。

五 前記四で、政府が何らかの対策を講じるべき

と考えているのであれば、その具体的な方法を  
伺いたい。

六 前記四で、政府が何らかの対策を講じるべき  
と考えているのであれば、その対策の効果を評  
価するつもりはあるか否か、伺いたい。

七 前記六で、政府が対策の効果を評価するつも  
りなのであれば、その具体的な方法を伺いた  
い。

右質問する。

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出放送受信設備のない世  
帯に対してNHK訪問員が詐欺的手法で放送受  
信契約を結ばせていることに関する質問に対  
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出放送受信設備のな  
い世帯に対してNHK訪問員が詐欺的手法  
で放送受信契約を結ばせていることに關す  
る質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「放送受信設備がなく、今後も設置  
する予定のない世帯」については、放送法(昭和  
二十五年法律第百三十二号)第六十四条第一項  
の規定に基づく受信契約を締結する義務の対象  
とはならない。また、お尋ねの「詐欺にあた  
り、道義的、倫理的に問題がある」かどうかに  
ついては、個別の事案に応じて判断されるもの  
と考えており、一概にお答えすることは困難で  
ある。

二及び四から七までについて

「前記一の世帯に対して、NHK訪問員が何  
らかの手法で放送受信契約を結ばせている場合

があることは事実か」とのお尋ねについては、政府として、個別の受信契約の具体の事実関係を承知しておらず、お答えすることは困難である。なお、一般論として申し上げれば、日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法第二十七条において、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速に処理しなければならないと規定されており、寄せられた苦情等が協会の受信料の契約・収納業務の委託先の訪問員に関するものである場合、当該委託先が当該訪問員を指導するほか、必要に応じて協会が当該訪問員に事実関係を確認した上で助言・指導する等の取組を行っているものと承知している。また、政府においては、同法第七十条第二項の規定に基づき協会の收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見において、受信契約の勧奨等に際しては、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めて丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めることを求めているところである。

桜を見る会における内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十一月二十日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

桜を見る会における内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書  
「衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一九三第一〇五号）では、「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で「内閣総理大臣夫人」は、公人ではなく私人であると認識している」とされている。

とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で「内閣総理大臣夫人」は、公人ではなく私人であると認識している」とされている。

五 内閣総理大臣夫人が私人であるとすれば、内閣総理大臣主権の桜を見る会における「夫人の推薦」枠は法律上、どのように位置づけられるのか。安倍総理の夫人が私人であり、公職にある人ではないのであれば、同夫人は桜を見る会の出席者について、推薦枠を持つ法的地位になると解されるが、どのような法的根拠によつて「夫人の推薦」枠が存在したのか。政府の見解如何。

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出桜を見る会における内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問に対する答弁書

一 右の答弁書で示されている内閣総理大臣夫人は私人であるとの政府の認識は、現在も維持されているという理解でよい。

を補助する一環として行われてきたものと承知している。

二 安倍政権下においては、例年四月に開かれる桜を見る会に安倍総理の夫人も出席していたと承知しているが、同夫人は内閣総理大臣の配偶者として出席していたのであり、公人としての立場で出席していたのではないという理解でよい。

御指摘の「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で「内閣総理大臣夫人」は、公人ではなく私人である」という認識に変わりはなく、お尋ねの「安倍総理の夫人」の「桜を見る会」への出席については、安倍内閣総理大臣の公務の遂行

四及び五について  
お尋ねの「夫人の推薦」枠の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 発行所                                     |      |
| 〒一〇五―八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目<br>独立行政法人国立印刷局 |      |
| 電 話                                     |      |
| 03 (3587) 4294                          |      |
| 定 価                                     |      |
| 本体                                      | 本号一部 |
| 一〇円                                     | 一三二円 |